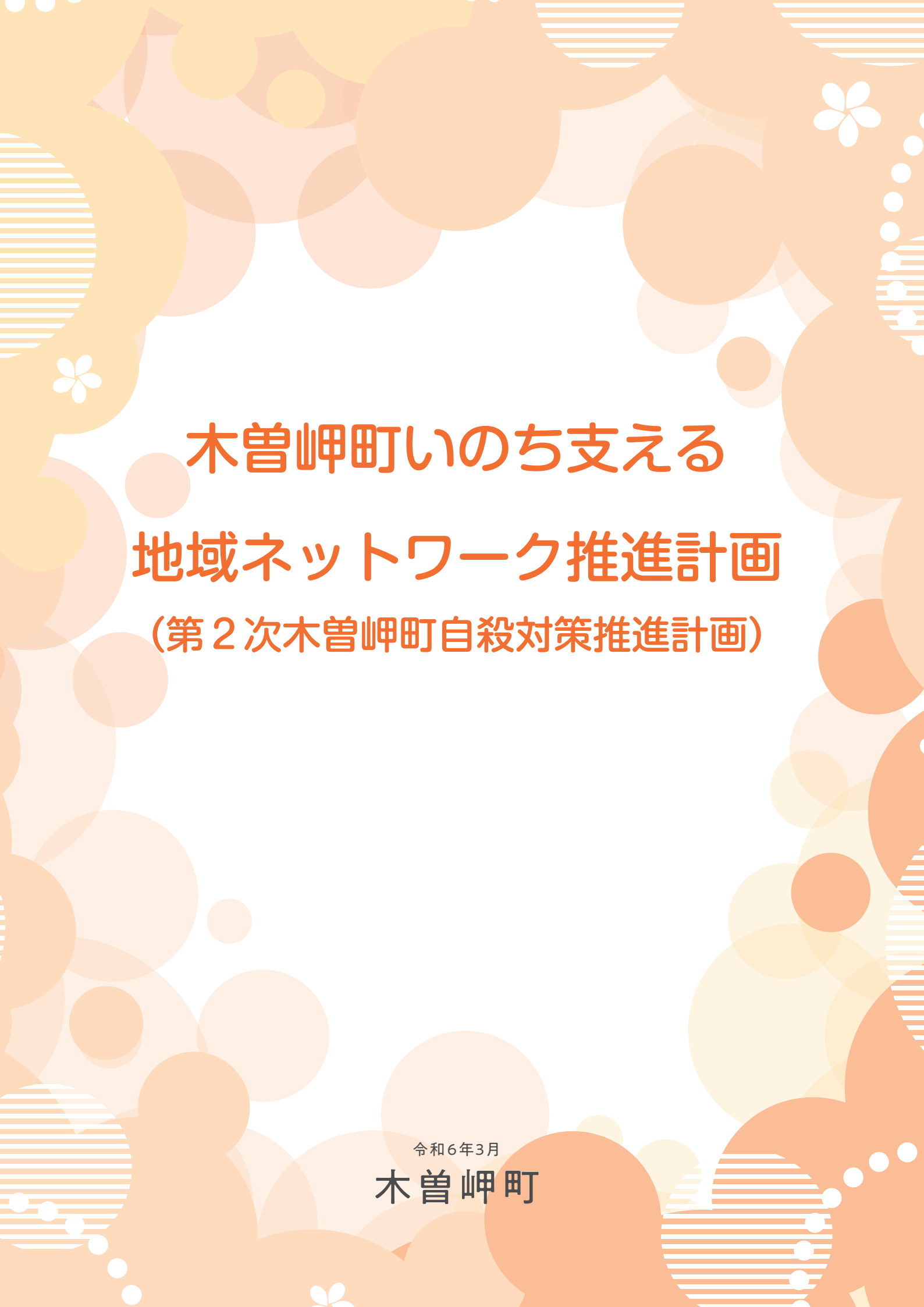




木曽岬町のち支える 地域ネットワーク推進計画 (第2次木曽岬町自殺対策推進計画)

令和6年3月

木 曽 岬 町

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格	5
(1) 計画の位置づけ	5
(2) 他計画との関連	5
3 計画の期間	6
4 計画の策定体制	6
(1) 木曽岬町いのち支える地域ネットワーク推進協議会の開催	6
(2) 地域住民のこころの健康に関する関係団体調査の実施	6
(3) 庁内各課における現計画の施策・取組の評価等の実施	6
(4) パブリックコメントの実施	6
第2章 木曽岬町の状況	7
1 人口	7
2 世帯	8
3 町の自殺統計	9
(1) 自殺統計	9
(2) 地域自殺実態プロファイル	12
4 町民の状況	13
5 町の課題	15
(1) 「生きる」を支える地域づくり	15
(2) 包括的な支援	15
(3) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進	16
(4) 重点対象者への実践的な取組	16
第3章 計画の基本的な方向	17
1 基本理念	17
2 基本認識	18
(1) 自殺は、その多くがやむを得ず追い込まれた末の死である	18
(2) 非常事態はいまだ続いている	18
(3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進	18
(4) 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する	19
3 施策体系	19
4 数値目標	20
第4章 自殺対策施策の展開	21
1 基本施策	21
(1) 地域におけるネットワークの強化	21
(2) 自殺対策を支える人材の育成	23

(3) 町民への啓発と周知	25
(4) 生きることの促進要因への支援	27
(5) 子ども・若者への支援	31
(6) 女性への支援	34
2 重点施策	36
(1) 高齢者	36
(2) 勤務・経営	38
(3) 生活困窮者・無職者・失業者	39
第5章 計画の推進体制	41
1 計画の推進体制	41
2 各主体の役割	41
(1) 町民の役割	41
(2) 団体の役割	41
(3) 行政の役割	41
3 計画の進捗管理	42
資料編	43
1 木曽岬町いのち支える地域ネットワーク推進計画策定経過	43
2 木曽岬町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱	44
3 木曽岬町いのち支える地域ネットワーク推進協議会設置要綱	45
4 木曽岬町いのち支える自殺対策推進本部委員名簿	47
5 木曽岬町いのち支える地域ネットワーク推進協議会委員名簿	48
6 関係機関・団体調査結果	49
(1) 調査の概要	49
(2) 調査の結果	49

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

日本の自殺者数は、依然として先進国の中で高い水準にあり、新型コロナウイルス感染症の影響による様々な環境の変化（雇用環境の変化や孤立化をはじめ生活環境の変化など）を背景として、令和2年は特に女性や小中高生の自殺者が増加し、総数は11年ぶりに前年を上回っています。

直近の令和4年は、総数が前年から増加し、男性が13年ぶりの増加、女性が3年連続の増加となっています。依然として、10～39歳における死因の第1位は「自殺」であり、いまだ深刻な状況と言えます。

自殺の多くは、多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きています（「家庭問題」や「経済・生活問題」等、他の問題が深刻化する中で、これらと連鎖して、うつ病等の「健康問題」が生ずる等）。

■全国の自殺の原因・動機（令和4年）

（単位：人）

	自殺者	原因・動機 特定者	原因・動機別							不詳
			家庭 問題	健康 問題	経済・ 生活 問題	勤務 問題	交際 問題	学校 問題	その他	
R4	21,723	19,051	4,743	12,703	4,656	2,956	823	578	1,725	2,672

（出典）厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成

この状況を受け、国では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に自殺対策基本法を改正しました。改正法では、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記しています。

そして、平成29年に閣議決定された旧「自殺総合対策大綱」について、令和3年から見直しに向けた検討が行われ、令和4年10月14日、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

また、三重県では、令和5年4月に「第4次三重県自殺対策行動計画」を策定し、「いのちを支える自殺対策」の理念のもと、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、自殺対策を総合的に推進することとされています。

【計画策定の趣旨】

自殺は、社会の努力で避けることのできる死であるというのが、世界の共通認識であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下で、生きることへの包括的な支援を通じて、町民一人ひとりの生活を守るという姿勢で取組を展開していく必要があります。

本町は、これらの社会潮流や国・三重県の動向等を踏まえつつ、平成 31 年 3 月に策定した「木曽岬町のち支える地域ネットワーク推進計画」に基づき、これまで行ってきた自殺対策に係る施策・取組を評価した上で、「木曽岬町のち支える地域ネットワーク推進計画（第 2 次木曽岬町自殺対策推進計画）」（以下、「本計画」という）を策定し、今後も全町一体となって生きることの包括的な支援を推進します。

【参考 1】国における近年の法制度改正の動向

年月	内容	各年度の自殺者数
平成 28 年 4 月	自殺対策基本法の一部を改正する法律 施行 ＜主な改正内容＞ ○自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に追加（第 2 条） ○自殺予防週間 ¹ （9 月 10 日から 9 月 16 日まで）においては、啓発活動を広く展開するとともに、自殺対策強化月間（3 月）には、自殺対策を集中的に展開することを明記（第 7 条） ○都道府県及び市町村に対して、地域自殺対策計画の策定を義務化（第 13 条第 1 項及び第 2 項） ○国は、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・市町村に対して交付金を交付（第 14 条）	H25:27,283 人 ↓ H26:25,427 人 ↓ H27:24,025 人 ↓ H28:21,897 人 ↓

¹ 自殺予防週間：国民に対し、広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進を行うことを目的として、国及び地方公共団体が啓発活動を重点的に行う週間のこと。自殺対策基本法第 7 条では、毎年 9 月 10 日～9 月 16 日に定められている。

年月	内容	各年度の自殺者数
平成 29 年 7 月	改正 自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～ 閣議決定 <基本認識> ○自殺は、その多くが追い込まれた末の死。 ○年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている。 ○地域レベルの実践的な取組を P D C A サイクル²を通じて推進。 <基本方針> ○生きることの包括的な支援として推進。 ○関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む。 ○対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動。 ○実践と啓発を両輪として推進。 ○国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連動・協働を推進。	↓ H29:21,321 人 ↓
令和 4 年 10 月	改正 自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～ 閣議決定 <当面の重点施策> 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する 2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する 4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ 9. 遺された人への支援を充実する 10. 民間団体との連携を強化する 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する 13. 女性の自殺対策を更に推進する	↓ H30:20,840 人 ↓ R1:20,169 人 ↓ R2:21,081 人 ↓ R3:21,007 人 ↓ R4:21,881 人

² P D C A サイクル：行政政策の事業活動に当たり、計画から見直しまでを一貫して行い、更にそれを次の計画・事業に活かそうという考え方のこと。Plan（立案・計画）、Do（実施）、Check（検証・評価）、Act（改善）の頭文字を取ったもの。

【参考2】自殺対策に係る三重県の動向

三重県の近年の自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）は、令和3年 17.9、令和4年 18.2 で、全国（令和3年 16.7、令和4年 17.5）を2年連続で上回る水準となっています。

県では、国の法制度改正の動向を踏まえ、令和5年3月に「第4次三重県自殺対策行動計画」（令和5年度～令和9年度）が策定されました。

■「第4次三重県自殺対策行動計画」の概要

<基本理念>

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざします。「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、自殺対策を総合的に推進します。

<基本認識>

- 自殺はその多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響をふまえた対策の推進
- 地域レベルの実践的な取組を、PDCA サイクルを通じて推進する

<基本方針と取組>

1. 対象を明確にした取組を実施します
 - 子ども・若者、妊産婦、中高年層、高齢者層の世帯別の取組
 - 全ての世代に共通する取組
2. 地域の実情に応じた自殺対策を推進します
 - 地域自殺・うつ対策ネットワーク組織等の活用など
3. 県民、職場、関係機関・民間団体、市町、県等の役割を明確化し、連携しながら取り組みます
 - 関係機関・民間団体と連携した取組の推進など
4. 自殺対策を担う人材を育成します
 - 適切な精神保健医療福祉サービスの提供、人材の育成など
5. 大規模災害や感染症により不安を抱えている人への支援対策を推進します
 - 大規模災害時における被災者のこころのケア、新型コロナウイルス感染症等に対応した自殺対策の推進など
6. 相談窓口および自殺対策に関する情報を提供します
 - 新型コロナウイルス感染症の影響をふまえた情報収集と提供など

2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「自殺対策基本法」（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 2 項に定める市町村自殺対策計画であり、木曽岬町における自殺対策施策全般の基本的な方向性を定めるものです。

■計画の位置づけ

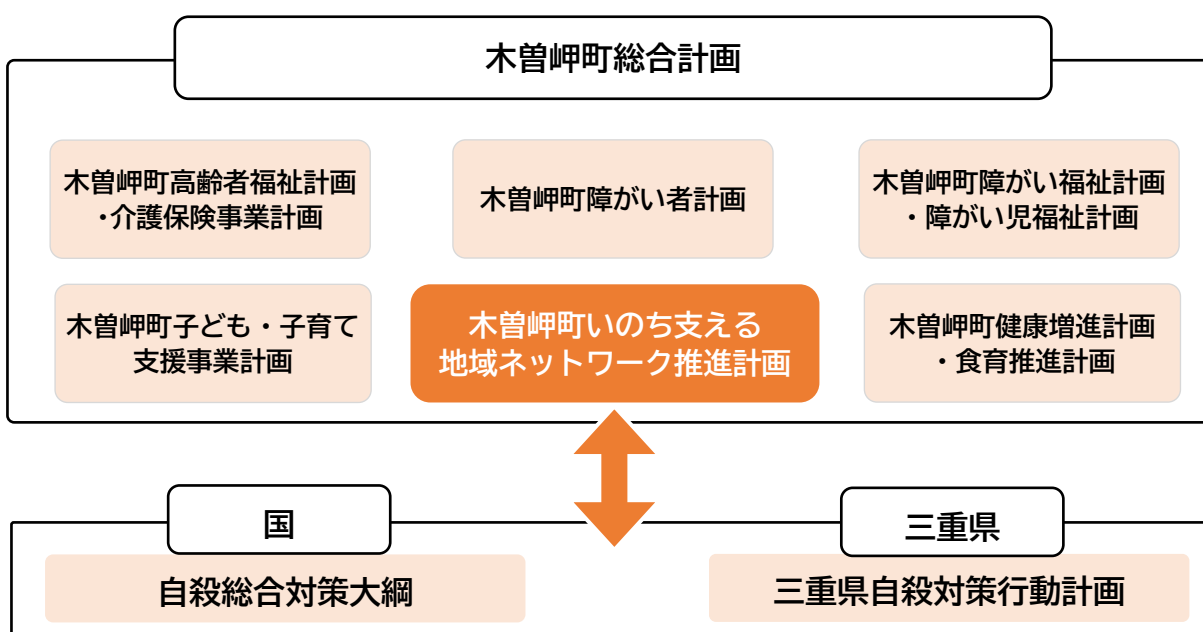
	木曽岬町のち支える地域ネットワーク推進計画 (第 2 次木曽岬町自殺対策推進計画)
根拠法令	自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 2 項
関連計画	自殺総合対策大綱、第 4 次三重県自殺対策行動計画
策定内容	自殺対策施策全般の基本的な方向性を定める

(2) 他計画との関連

本計画は、国の「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」等の自殺対策に係る法律や計画、方針を踏まえて策定するとともに、三重県の「第 4 次三重県自殺対策行動計画」との整合性を図ります。

また、木曽岬町の最上位計画である「木曽岬町総合計画」の部門別計画とし、「木曽岬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「木曽岬町障がい者計画」「木曽岬町障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「木曽岬町子ども・子育て支援事業計画」「木曽岬町健康増進計画・食育推進計画」等との整合性を図ります。

■他計画との関連図



3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とします。

■計画の期間

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
木曽岬町いのち支える地域ネットワーク推進計画 (第2次木曽岬町自殺対策推進計画) 令和6年度～令和10年度				

4 計画の策定体制

(1) 木曽岬町いのち支える地域ネットワーク推進協議会の開催

本計画が木曽岬町の自殺対策の関係者等の意見を反映したものとなるよう、学識経験者、各種団体の代表者等から構成される「木曽岬町いのち支える地域ネットワーク推進協議会」を設置し、策定内容に関して検討を行います。

(2) 地域住民のこころの健康に関する関係団体調査の実施

関係団体の活動の状況や活動を通じて見えるこころの健康づくり、自殺対策に係る現状・課題、行政との協働の意向等を把握し、本計画策定の基礎資料とするため、町内の関係団体（別資料参照）を対象とする調査を実施中です。

(3) 庁内各課における現計画の施策・取組の評価等の実施

庁内各課の自殺対策に係る施策・取組の進捗状況や今後の方向性等を把握し、本計画策定の基礎資料とするため、現計画の施策・取組の評価等を実施中です。

(4) パブリックコメントの実施

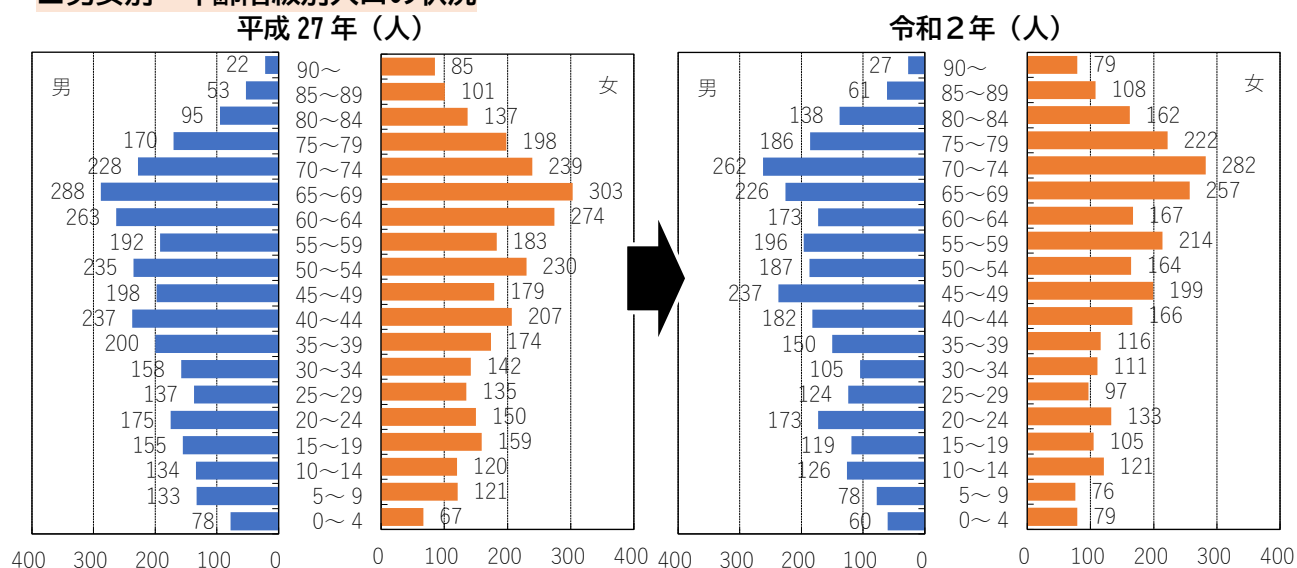
本計画の策定内容に関して、町民等から広く意見を募集することを目的として、パブリックコメントを実施（令和5年12月～1月実施予定）です。

第2章 木曽岬町の状況

1 人口

国勢調査によると、令和2年の木曽岬町の総人口は6,023人と、平成27年の6,357人から300人超の減少となっています。年齢階級別でみると、いわゆる団塊の世代を含む70～74歳が最も多く、次いで団塊ジュニア世代を含む45～49歳と続いています。

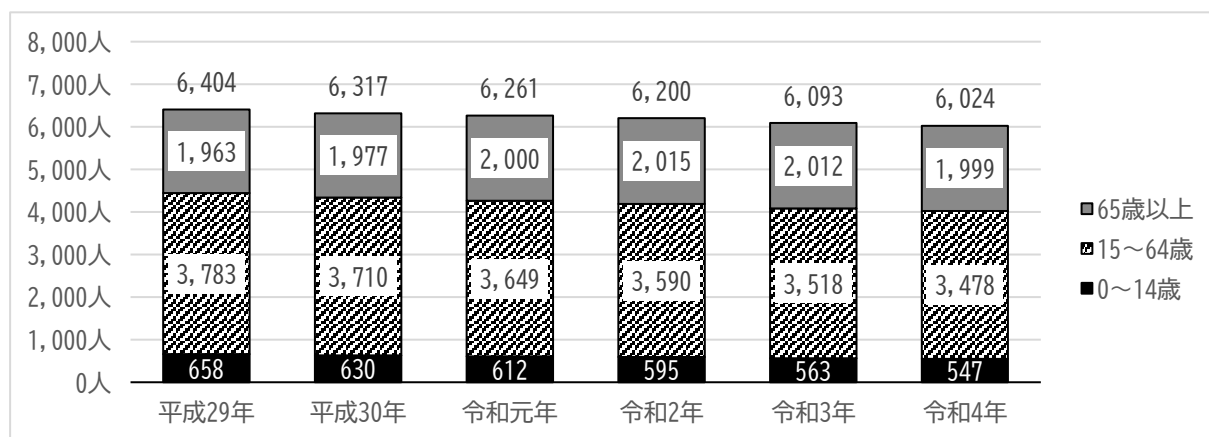
■男女別・年齢階級別人口の状況



（出典）国勢調査（各年10月1日）

住民基本台帳人口によると、0～14歳と15～64歳は一貫して減少傾向であり、65歳以上は増加傾向で推移してきましたが、令和2年を境に微減に転じています。

■年齢区分別人口・世帯数の推移



（出典）国勢調査（各年10月1日）

2 世帯

国勢調査に基づき、令和2年と平成27年を比較すると、一般世帯全体及び65歳以上のいる世帯のいずれも、単独世帯や夫婦のみ世帯、ひとり親と子どもの世帯が増加する一方、その他の世帯が減少しています。また、夫婦と子どもの世帯は、一般世帯全体では減少している一方、65歳以上のいる世帯では増加しています。

過去10年、65歳以上の単独世帯と夫婦世帯はいずれも増加傾向で推移しています。

■世帯類型の推移

令和2年

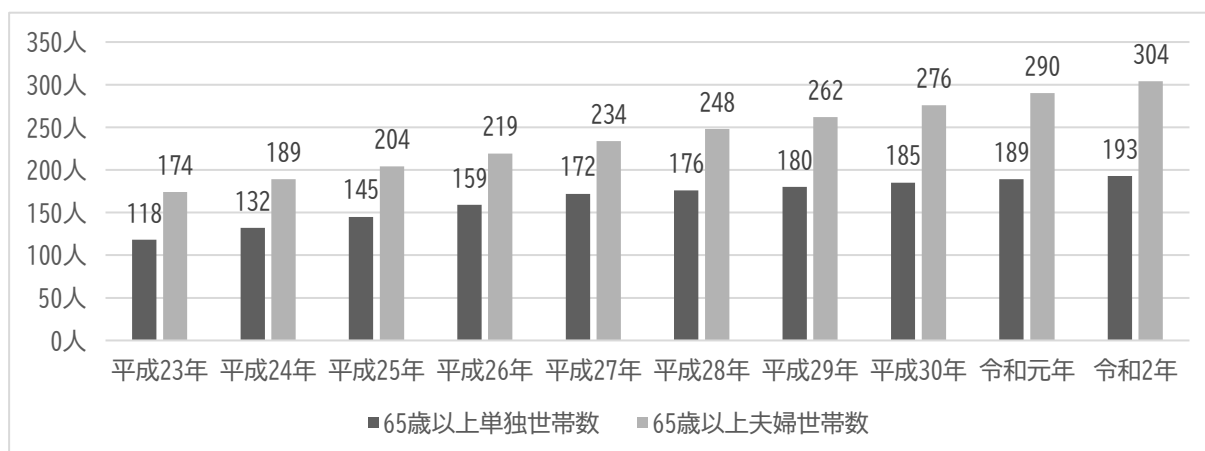
	単独世帯	夫婦のみ世帯	夫婦と子どもの世帯	ひとり親と子どもの世帯	その他の世帯	合計
一般世帯全体	552 25.0%	460 20.9%	567 25.7%	185 8.4%	440 20.0%	2,204 100.0%
65歳以上のいる世帯	193 16.0%	348 28.9%	213 17.7%	132 11.0%	319 26.5%	1,205 100.0%

平成27年

	単独世帯	夫婦のみ世帯	夫婦と子どもの世帯	ひとり親と子どもの世帯	その他の世帯	合計
一般世帯全体	478 22.0%	441 20.3%	620 28.6%	182 8.4%	450 20.7%	2,171 100.0%
65歳以上のいる世帯	172 14.5%	310 26.1%	187 15.7%	123 10.3%	397 33.4%	1,189 100.0%

(出典) 国勢調査(各年10月1日)

■高齢単独世帯及び夫婦世帯の推移



(出典) 平成27年・令和2年は国勢調査(各年10月1日)、その他の年は国の推計

3 町の自殺統計

(1) 自殺統計

本町における自殺者数を見ると、過去10年の合計が11人となっており、多い年が4人、少ない年が0人で、直近の令和4年は0人となっています。

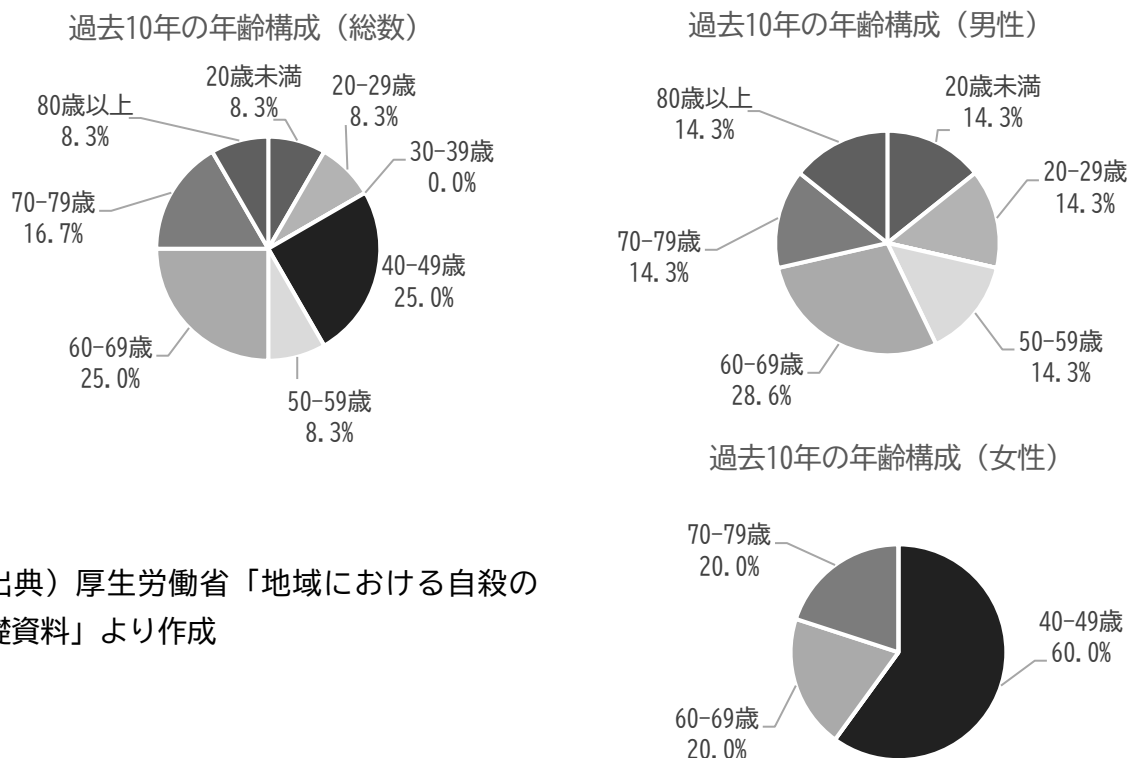
男女比は、男性が約6割（63.6%）、女性が約4割（36.4%）で、全国の過去10年（男性68.4%、女性31.6%）と比べると、女性の比率が全国よりも若干高い状況です。

年齢構成は、女性は40-49歳と60-69歳、70-79歳に集中し、男性は20歳未満から80歳以上まで幅広い年齢構成となっています。

■過去10年の自殺者数と男女比



■自殺者数の年齢構成（過去10年の合計）

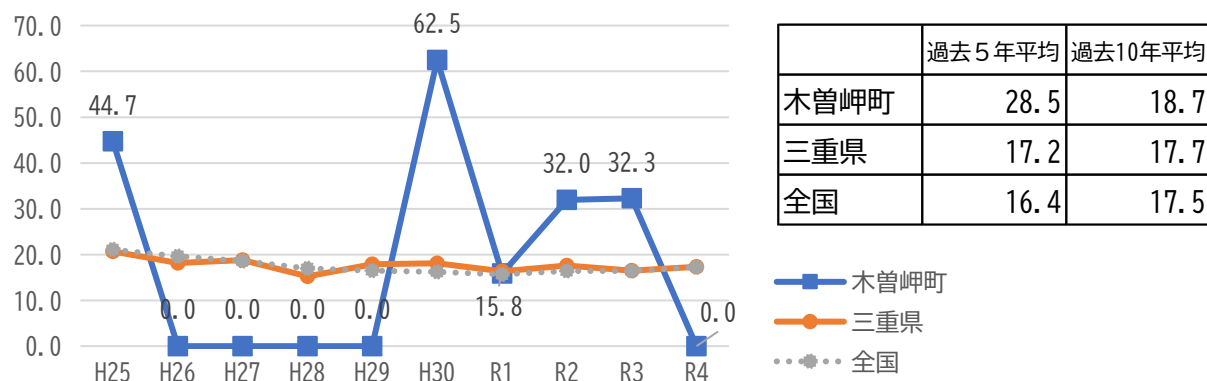


（出典）厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成

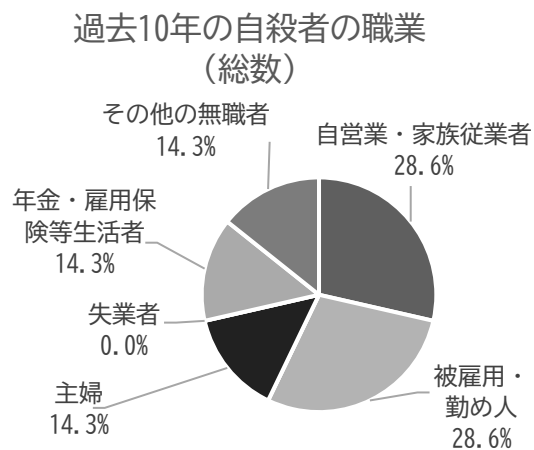
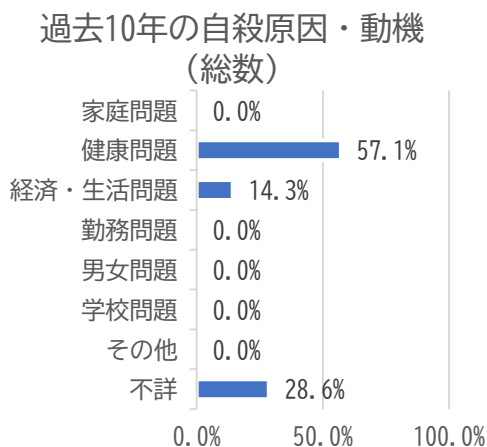
自殺死亡率（人口 10 万対）を見ると、過去 5 年平均で 28.5、過去 10 年平均で 18.7 と、いずれも三重県や全国を上回る水準となっています。

過去 10 年の自殺原因・動機は、「健康問題」が約 6 割（57.1%）次いで「不詳」（28.6%）と続いており、自殺者の職業は「自営業・家族従事者」（28.6%）と「被雇用・勤め人」（28.6%）をはじめ、幅広い職業で構成されています。

■過去 10 年の自殺死亡率（人口 10 万対）の推移



■過去 10 年の自殺原因・動機、自殺者の職業

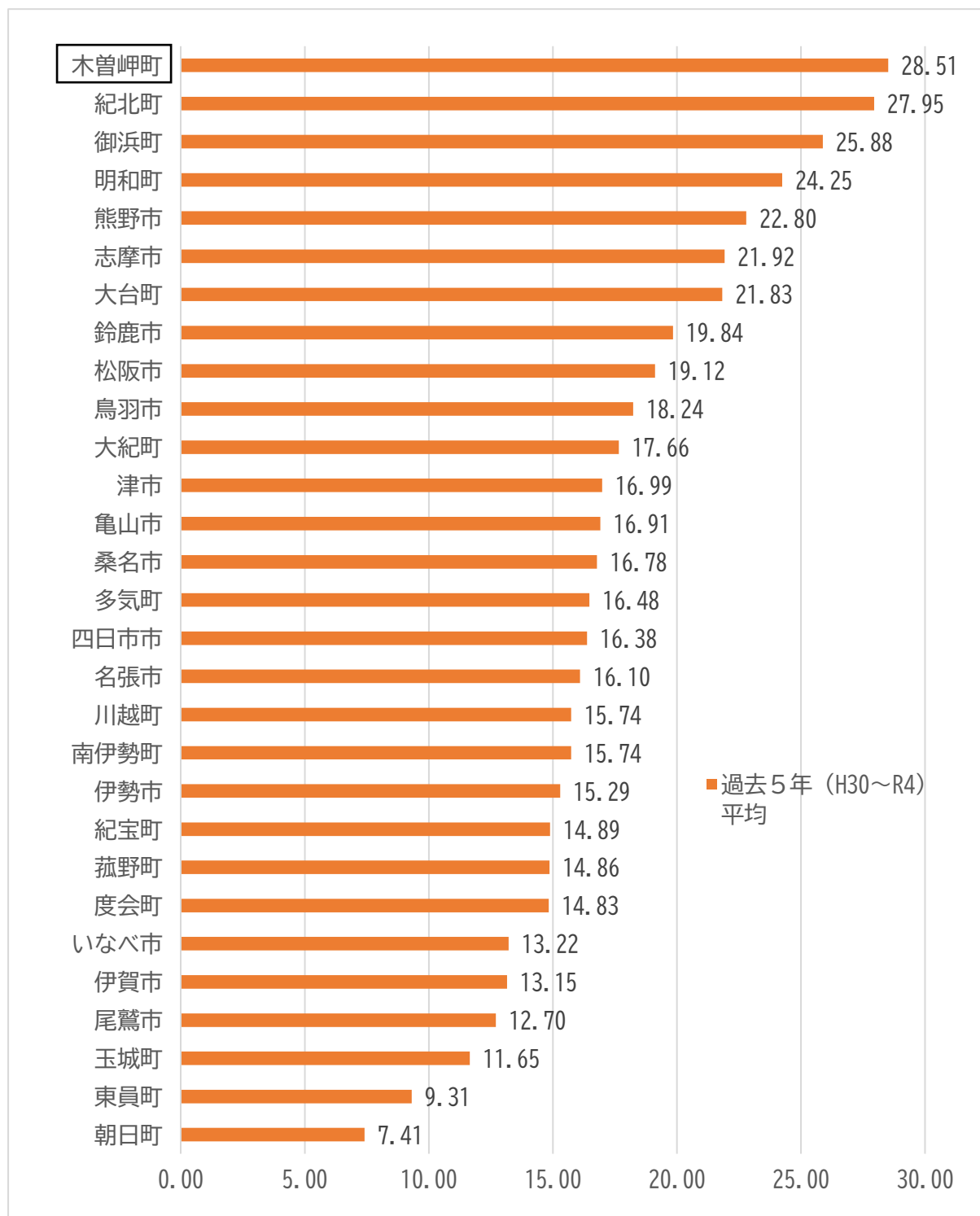


（出典）厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成

※自殺者数が 2 人以下の年は、未公表

過去5年（平成 30 年～令和4年）平均の自殺死亡率は、木曽岬町は県内市町の最上位という水準（人口 10 万人当たり 28.51）です。

■過去5年平均の自殺死亡率（人口 10 万対）の比較



（出典）厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成

(2) 地域自殺実態プロフィール

一般社団法人「いのち支える自殺対策推進センター」が地域の自殺実態をまとめた「地域自殺実態プロフィール 2023」において、地域の特性に応じた対策（重点パッケージ：例えば「高齢者」等を対象とした対策等）が提示されています。

町の自殺の特徴を踏まえて推奨された重点パッケージは、「無職者・失業者」、「高齢者」、「勤務・経営」、「生活困窮者」の4つの対象です。

また、北勢医療圏（本町、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町、川越町）における重点パッケージは、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」の3つの対象です。

北勢医療圏の主な自殺者の特徴は、男女ともに「60歳以上で無職、同居あり」のケースが特性の上位にあがっており、次いで「男性の40～59歳有職、同居あり」のケースや「女性の40～59歳無職、同居あり」、「男性の20～39歳有職、同居あり」のケースなども比較的上位にあがっています。

■推奨された重点パッケージ

木曽岬町	北勢医療圏
無職者・失業者 高齢者 勤務・経営 生活困窮者	高齢者 生活困窮者 勤務・経営

■北勢医療圏の主な自殺者の特徴（2018～2022年合計）

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性 60歳以上無職 同居	92	12.9%	32.4	失業（退職）→生活苦＋介護の 悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
2位:女性 60歳以上無職 同居	68	9.6%	14.9	身体疾患→病苦→うつ状態→自 殺
3位:男性 40～59歳有職 同居	66	9.3%	14.3	配置転換→過労→職場の人間関 係の悩み＋仕事の失敗→うつ状 態→自殺
4位:女性 40～59歳無職 同居	58	8.1%	23.9	近隣関係の悩み＋家族間の不和 →うつ病→自殺
5位:男性 20～39歳有職 同居	55	7.7%	18.9	職場の人間関係／仕事の悩み (ブラック企業)→パワハラ＋過 労→うつ状態→自殺

※「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意

（出典）いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール 2023」

4 町民の状況

令和4年度に町が実施したアンケート調査（65歳以上町民を対象）を元に、「地域自殺実態プロファイル2023」の重点パッケージの一つにあげられている高齢者の状況について、次のとおり整理しました。

■現在の幸せの程度（「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点）について

- 平均点は、全体で6.8点となっており、生きがいありの場合（7.5点）や“既婚の息子・娘の世帯との2世帯”（7.4点）で比較的高くなっている一方、介護・介助が必要な場合（6.0点）、生きがいを思いつかない場合（6.1点）、趣味を思いつかない場合（6.2点）で比較的低くなっています。

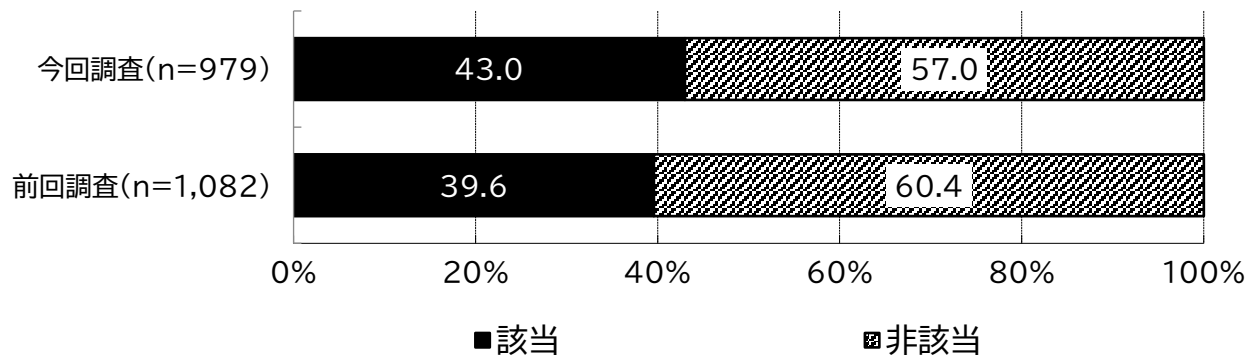
【平均点 属性別】

		回答者数	平均点
	全体	1,065	6.8点
問1（1）性別	男性	482	6.5点
	女性	566	7.1点
問1（2）年齢	65～74歳	520	6.9点
	75～84歳	439	6.7点
	85歳～	100	6.9点
問1（3）家族構成	1人暮らし	134	6.4点
	夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）	384	6.9点
	夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）	47	6.7点
	未婚の息子・娘との2世帯	170	6.7点
	既婚の息子・娘の世帯との2世帯	146	7.4点
	その他	93	6.7点
問1（6）住まいの地域	第1支部	197	6.8点
	第2支部	108	6.7点
	第3A支部	178	6.6点
	第3B支部	266	6.8点
	第4支部	182	7.0点
	第5支部	93	7.0点
問8（8）介護・介助の必要性	介護・介助は必要ない	797	7.0点
	介護・介助が必要	110	6.0点
問4（17）趣味の有無	趣味あり	670	7.1点
	思いつかない	341	6.2点
問4（18）生きがいの有無	生きがいあり	543	7.5点
	思いつかない	447	6.1点

（出典）木曽岬町「木曽岬町高齢者及び介護家族等の実態調査結果報告書（令和5年3月）」

■「うつ傾向」の判定

- 「該当」が43.0%となっています。
- 65～74歳は、「該当」が42.5%、75～84歳は同回答が41.9%、85歳～は49.4%となっています。
- “既婚の息子・娘の世帯との2世帯”は、「該当」が48.5%と、全体（43.0%）と比べて高くなっています。
- 介護・介助が必要な場合は、「該当」が67.7%となっています。



【性別等】

		回答者数	該当	非該当
全体		979	43.0%	57.0%
問1(1) 性別	男性	451	40.1%	59.9%
	女性	515	44.9%	55.1%
問1(2) 年齢	65～74歳	489	42.5%	57.5%
	75～84歳	399	41.9%	58.1%
	85歳～	87	49.4%	50.6%
問1(3) 家族構成	1人暮らし	119	41.2%	58.8%
	夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)	363	42.4%	57.6%
	夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)	42	31.0%	69.0%
	未婚の息子・娘との2世帯	154	42.9%	57.1%
	既婚の息子・娘の世帯との2世帯	134	48.5%	51.5%
	その他	90	40.0%	60.0%
問1(6) 住まいの地域	第1支部	180	42.8%	57.2%
	第2支部	94	44.7%	55.3%
	第3A支部	168	46.4%	53.6%
	第3B支部	246	42.7%	57.3%
	第4支部	175	41.1%	58.9%
	第5支部	84	39.3%	60.7%
問8(8) 介護・介助の必要性	介護・介助は必要ない	752	39.0%	61.0%
	介護・介助が必要	99	67.7%	32.3%

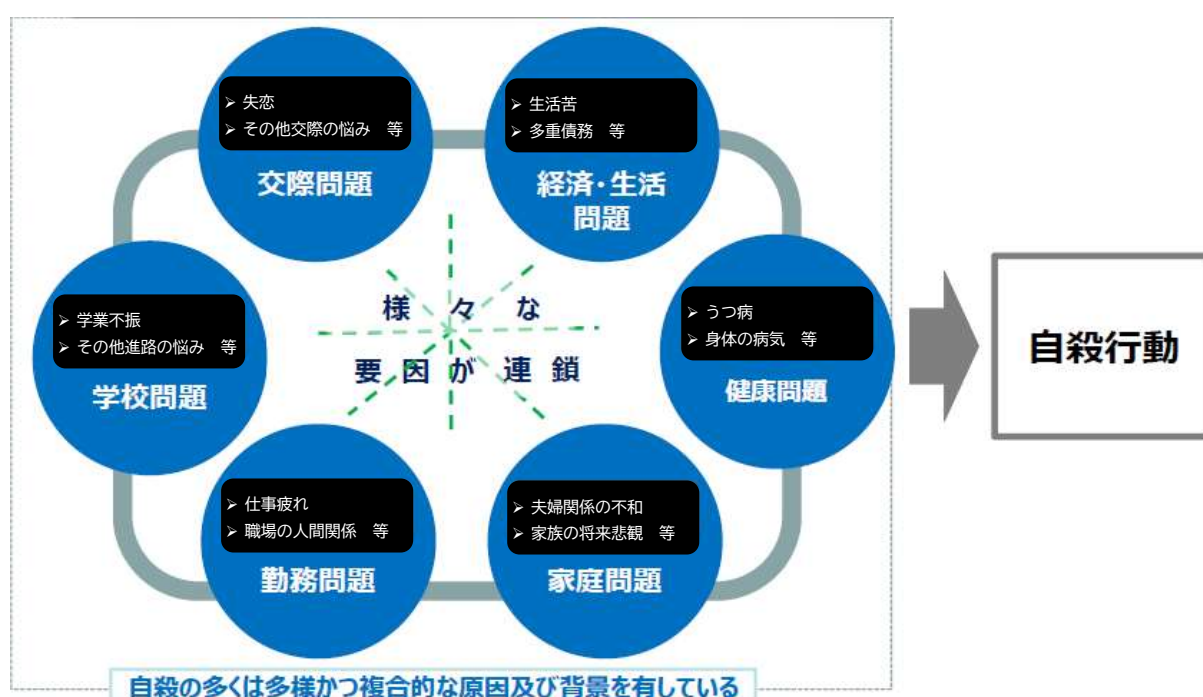
(出典) 木曽岬町「木曽岬町高齢者及び介護家族等の実態調査結果報告書（令和5年3月）」

5 町の課題

(1) 「生きる」を支える地域づくり

自殺対策は、「生きる支援」（＝複雑化・複合化した問題への対処）であり、自殺につながる各種問題に対応することが求められると同時に、「生きる」を支える地域づくりを目指す取組が必要です。

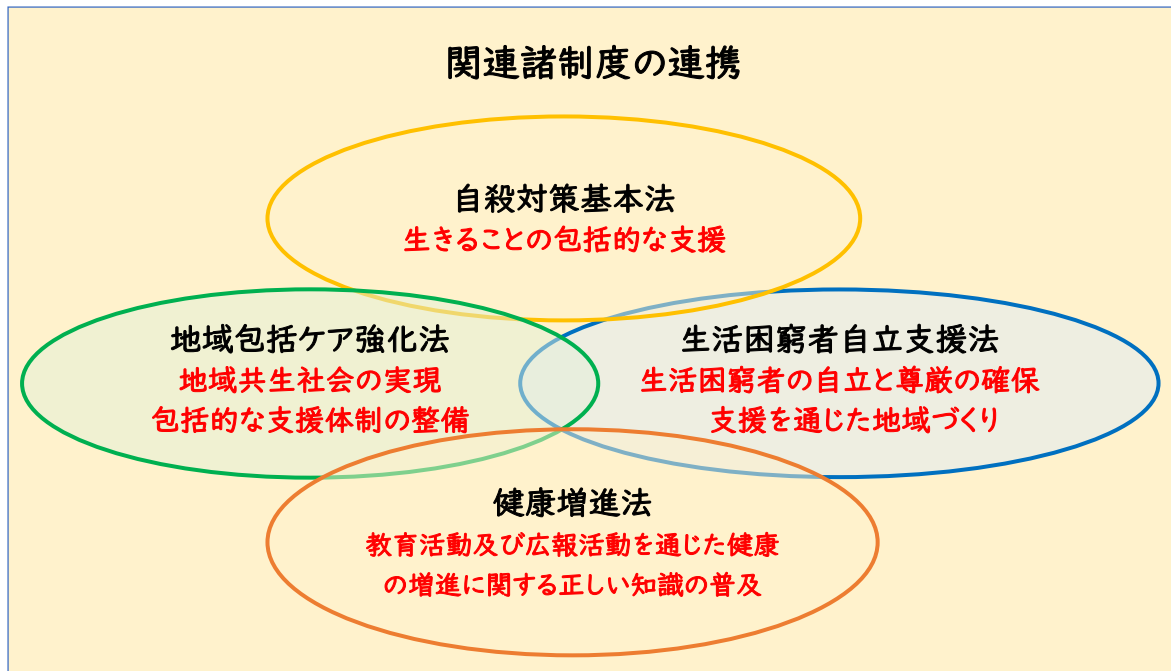
こころの健康づくりや自殺に対する意識や理解を高めることで、まわりの人の異変に気づき、悩みを聴いたり、適切な支援につなぐことができるため、自殺対策を進めていく上では、まずはメンタルパートナー（三重県独自の名称で、自殺対策における身近なゲートキーパーのこと）の養成をはじめ、町民意識を醸成、向上するための取組の推進が必要です。



（出典）厚生労働省自殺対策推進室、警察庁生活安全局生活安全企画課「令和4年中における自殺の状況」

(2) 包括的な支援

複雑化・複合化した問題に対処し、自殺リスクが低い人への早期支援からリスクが高い人への専門的支援まで、包括的な支援を実施するため、自殺対策と同時に、地域共生社会づくりの取組や様々な支援制度や事業が有機的に連携する必要があります。



（３）関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

包括的な支援を実現するため、庁内の関係課や関係機関・団体における、関わりや役割を明確化する必要があります。

また、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、こころの健康づくりを支援する団体等への取組との連携・協働をはじめ、関係課や関係機関、支援団体、そして地域住民等が連携・協働して総合的に推進することが必要です。

第２次計画においては、各主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互連携・協働による事業・取組をより一層推進することが重要です。

（４）重点対象者への実践的な取組

本計画では、現計画に基づき実施した町民への普及啓発を継続するとともに、「地域自殺実態プロファイル 2023」の重点パッケージにあげられた高齢者等をはじめ、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者の相談、心の悩みの原因となる社会的要因に対する取組、自殺の要因となり得る生活困窮、孤独・孤立、介護負担、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野における取組など、関係機関の連携・協働による実践的な取組が求められます。

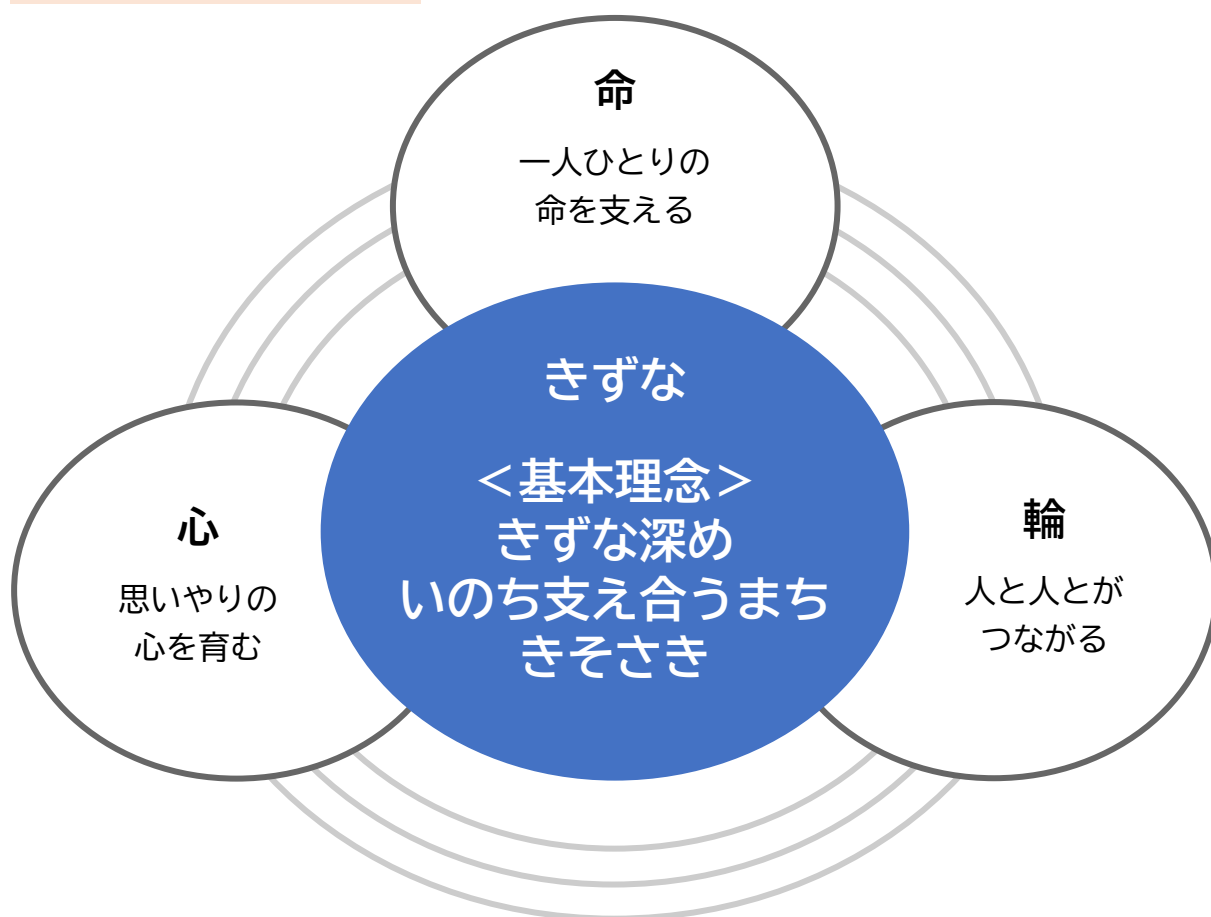
第3章 計画の基本的な方向

1 基本理念

本町は、平成31年3月に「木曽岬町第5次総合計画 後期基本計画（平成31年度～35年度）」を策定し、また、令和5年度に同計画を改定し、10年後に目指す基本目標の一つとして「すべての住民に優しい健康・福祉施策の充実」を掲げています。

本計画は、総合計画の方向性を踏まえつつ、現計画の基本理念「きずな深め いのち支え合うまち きそさき」を踏襲し、町民一人ひとり、地域の人々や団体、行政が一体となり「誰も自殺に追い込まれることのないまち」をめざします。

■本計画の基本理念イメージ図



< 基本理念 >
きずな深め いのち支え合うまち きそさき
— 誰も自殺に追い込まれることのないまちをめざして —

2 基本認識

国の「自殺総合対策大綱」には、4つの基本認識が掲げられており、町民、関係機関・団体、行政が自殺に関する共通した認識として持つべきものです。

（１）自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

- 人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。
- 様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、それ以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感等から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状況にまで追い込まれてしまうという過程と捉えることができます。
- 直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりするなど、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。

（２）非常事態はいまだ続いている

- 国全体では、政府、地方公共団体、関係団体、民間団体等による様々な取組の結果、当該死亡者数の減少（平成 18 年と令和元年との比較）が見られる一方、非常事態はいまだに続いていると言わざるを得ません。
- 令和 2 年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中学生の当該死亡者数が増えています。
- 国の当該死亡率（人口 10 万人当たり）は、G 7 諸国の中で最も高く、年間死亡者数も 2 万人を超えている状況です。
- 本町においても、過去 10 年、女性は中高年齢層で、男性は 20 歳未満を含む幅広い年齢層で自殺された町民がおり、過去 5 年の自殺死亡率（人口 10 万人当たり）は県内市町の最上位です。

（３）新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進

- 新型コロナウイルス感染症拡大により人との接触機会が減り、それが長期化することで、人との関わりや雇用形態を始めとした様々な変化が生じています。
- コロナ禍において、様々な分野で ICT が活用される状況となっており、今回の経験を生かし、今後、感染症の感染拡大が生じているか否かを問わず、国及び地域において必要な対策を実施できるよう、ICT の活用を推進する必要があります。

(4) 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

- 自殺対策基本法では、市町村は、国の大綱や地域の実情を勘案して対策計画を策定するものとされています。
- 計画に基づく対策とは、国と地方公共団体等が協力しながら、PDCAサイクルを通じて、対策を常に進化させながら推進していく取組です。

3 施策体系

本町は、現計画で設定した基本施策（平成 29 年「地域自殺対策政策パッケージ」の中で示された全ての市町村で取り組む基本施策）を基礎としつつ、国の「自殺総合対策大綱」を踏まえて、子ども・若者への支援とともに、女性への支援を基本施策の一つとして設定し、必要な事業・取組を展開します。

また、「地域自殺実態プロファイル 2023」の重点パッケージや町民の状況等を踏まえつつ、3つの重点施策を設定し、重点対象者への実践的な取組の実施に努めます。

■本計画の施策体系

基本 本 施 策	(1) 地域におけるネットワークの強化
	(2) 自殺対策を支える人材の育成
	(3) 町民への啓発と周知
	(4) 生きることの促進要因への支援
	<u>(5) 子ども・若者への支援※1</u>
	<u>(6) 女性への支援</u>
重 点 施 策	(1) 高齢者
	(2) 勤務・経営
	<u>(3) 生活困窮者・無職者・失業者※2</u>

※1 第1次計画「(5) 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育」→ 本計画「(5) 子ども・若者への支援」

※2 第1次計画の重点施策「(4) 生活困窮者」→ 本計画「(3) 生活困窮者・無職者・失業者」

4 数値目標

国では、「自殺総合対策大綱」において、先進諸国の現在の水準まで減少させることをめざし、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）という目標を掲げています。

また、三重県では、「第4次三重県自殺対策行動計画」において、自殺死亡率を令和3年の15.8から、令和8年に12.5以下まで減少させるという目標を掲げています。

これらを踏まえつつ、本計画は現計画の目標を踏襲し、年間の自殺者数を令和10年度までに0人とするという目標を掲げます。

< 数値目標 >
木曽岬町では、令和10年度までに
自殺により亡くなる人をゼロにします。

第4章 自殺対策施策の展開

前述の町の現状や課題を踏まえ、基本理念や数値目標の実現に向けて、基本施策、重点施策を展開します。

1 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺の背景には、様々な社会的な要因があり、それら要因が連鎖する中で起きていることから、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連分野・関連施策と横断的に連携を図ることが重要です。

そのため、あらゆる分野・施策とのネットワークの構築・強化を図ります。

【関係機関・団体の主な取組や施策の提案等】

- 行政機関とのケース検討会。専門職向けのスキルアップ研修会の実施。
- 要保護児童対策地域協議会（CAP きそさき会議）や「はぐはぐミーティング」、教育支援委員会など、多方面から、子どもや家族に関わる支援をめぐる会議を定期的に行い、その都度、情報交換に努めている。

【施策・事業】

① 地域におけるネットワークの強化

No	事業	事業の内容	担当課
1	庁内の連携強化	自殺対策と他の施策の連携強化など、庁内の関係課が連携した総合的な自殺対策の推進に努めます。 また、窓口や電話での対応時に、町民の異変に気が付いた場合、福祉健康課や関係機関等と連携し、情報を共有する体制の構築を図ります。	全課
2	自殺対策推進本部	「木曽岬町いのち支える自殺対策推進本部」において、自殺対策に係る木曽岬町の状況や事業・取組の進捗状況を確認します。	全課
3	庁内ワーキンググループ	「木曽岬町いのち支える自殺対策推進庁内ワーキンググループ」において、自殺対策に係る事業・取組の進捗状況を確認するとともに、関係各課で情報の共有・交換を行います。	全課

4	地域ネットワーク推進協議会	「木曾岬町いのち支える地域ネットワーク推進協議会」において、行政や関係機関・団体の代表者により、自殺対策に係る事業・取組の進捗状況を確認するとともに、関係者間で情報の共有・交換を行います。	福祉健康課
5	地域自立支援協議会 ³	「地域自立支援協議会」において、精神科医療や保健、福祉等の連携を強化しつつ、障がい者に対する自殺対策に係る事業・取組を検討します。	福祉健康課

【指標】

指 標	現 状 令和5年度	目 標 令和10年度	担当課
庁内ワーキンググループにおける自殺対策に係る事業・取組の進捗状況の確認回数	1回	1回以上	福祉健康課
地域ネットワーク推進協議会における自殺対策に係る事業・取組の進捗状況の確認回数	1回	1回以上	福祉健康課

³ 地域自立支援協議会：障がい者の地域における自立生活を支援するため、当事者とその家族、関係機関、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、地方公共団体が設置するもの。

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を推進する上で、自殺対策を支える人材の育成が必要不可欠です。

行政職員やあらゆる分野に携わる専門職、地域での福祉等の活動従事者、そして、子どもから高齢者まで、広く町民等に対し、メンタルパートナー（自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、傾聴し、適切な対応ができる人）の育成を目的とした研修を行います。

【関係機関・団体の主な取組や施策の提案等】

- どんどん人材を養成すべきだと思う。一人でも多くのメンタルパートナーを養成し、様々な角度から連携できるようにすべき。
- 多くの方が知識を持つことにより、救われる人が多くなるのではないか。
- 地域の元気なボランティアさんが研修を受けて自治会をまわるとか。
- 一般住民を対象に養成研修を開催しても参加者が少ないことが今後の課題。
- メンタルパートナーは必要であるが、あくまでもサブ担当としての役割とし、担当者は専門の有識者にすべきと考える。
- メンタルパートナー養成は、学校関係者にすべき。

【施策・事業】

① 様々な職種を対象とする研修

No	事業	事業の内容	担当課
6	行政職員に対する自殺対策に関連する情報の周知	窓口や電話での対応時に、自殺対策及びメンタルヘルスの視点を踏まえ、適切な対応ができるよう、庁内の掲示板において、自殺対策に関連する情報を行政職員へ周知します。	福祉健康課
7	行政職員を対象としたメンタルパートナーの養成を目的とした研修の実施	庁内の全職員に対し、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう、メンタルパートナーの養成を目的とした研修を行います。	総務政策課
8	青少年健全育成に携わる団体等に対する研修の実施	青少年健全育成に携わる団体等に対し、メンタルパートナーの養成を目的とした研修の実施を検討します。	教育委員会
9	精神保健の研修会への参加	健診時や子育て教室の実施時に、妊産婦や子育て中の保護者のメンタル不調に気が付き、適切な対応ができるよう、臨床心理士などの専門職のスキルアップを目的とした、精神保健の研修会に参加します。	福祉健康課

10	関係団体に対する研修の実施	民生委員・児童委員協議会や老人クラブ、中年婦人会、ヘルスメイト等の関係団体に対し、こころの健康講座やメンタルパートナーの養成を目的とした講座を実施します。	福祉健康課
----	---------------	---	-------

② 町民を対象とする研修

No	事業	事業の内容	担当課
11	町民を対象とした研修の実施	町のこころの健康づくり講座の中で、メンタルパートナーの養成を目的とした研修の実施を検討します。 また、子どもや若者を対象に、メンタルパートナーの養成を目的とした研修の実施を検討します。	福祉健康課 教育委員会

③ 学校教育・社会教育に関わる人への研修

No	事業	事業の内容	担当課
12	学校教育・社会教育に関わる人を対象とした研修の実施	学校教育・社会教育に関わる人に対し、メンタルパートナーの養成を目的とした研修を実施します。	福祉健康課 教育委員会

【指標】

指標	現 状 令和5年度	目 標 令和10年度	担当課
各団体に対するメンタルパートナーの養成を目的とした研修の開催回数	1回	1回以上	福祉健康課
庁内の職員に対するメンタルパートナー研修の開催回数	1回	1回以上	福祉健康課

(3) 町民への啓発と周知

町民に対して、様々な機会や媒体を通じて、食事・運動・休養（睡眠）などの生活習慣や、心の健康づくりに関する正しい知識、ストレスの対処方法等の周知に努めます。

また、自殺の要因の一つである「うつ病」等の精神疾患や自殺問題に対する、町民の誤解や偏見を取り除き、一人ひとりが身近な人の自殺のサインに気づき、自殺予防に結び付く行動が取れるようになることを目指して普及啓発を行います。

【関係機関・団体の主な取組や施策の提案等】

- 広報はとても良いと思う。
- リーフレット・啓発グッズ等はぜひ作成を。多くの町民の目に触れることにより、意識をもってもらうのはとても良いこと。
- 住民への啓発（広報、ホームページの活用等）が必要。
- 町の活動を町民に周知してもらう必要がある。
- 講演会の周知方法を工夫してほしい。
- 3月のイベントはとても良い。毎年参加したい。
- まずはリーフレットや啓発グッズなどで周知をし、浸透した頃に講演会等を開催してはどうか。
- できれば様々なイベントを開催してほしい。年齢層もバラバラなもので（年配者向けだけではなく、子どもも青年も）いくつか開催されるといいのではないかな。

【施策・事業】

① リーフレット・啓発グッズ等の作成と配布

No	事業	事業の内容	担当課
13	広報誌やホームページを用いた周知・啓発	広報誌にて「自殺対策強化月間」や「自殺予防週間」に関する記事の掲載やパンフレットの折り込みを行います。 また、広報誌や町ホームページを通じて、相談窓口情報のわかりやすい提供に努めるほか、自殺や精神疾患に対する偏見をなくすための普及啓発に努めます。	議会事務局 福祉健康課
14	子ども・若者に対する周知・啓発	虐待防止やヤングケアラーについて、パンフレットや関係機関を通じて、子ども・若者に周知を図ります。	福祉健康課
15	イベント開催時における周知・啓発	伸びゆく木曽岬町のふれあい広場の開催時に、健康コーナーにおいて、こころの健康づくりや「自殺対策強化月間」の啓発を行います。	福祉健康課

16	本計画の周知	本計画の概要版を作成し、町民に対し、本計画の内容を周知します。	福祉健康課
17	健診時における周知・啓発	集団特定健診時に、保健師等による相談を実施します。また、必要な人が相談につながるよう、相談先のリーフレットについて、庁舎や保健センター等への常設と、各種健診時における設置を図ります。	福祉健康課
18	障がい者に対する相談窓口の周知	障がい者に対して、担当課窓口パンフレット等を設置し、相談窓口の周知を図ります。	福祉健康課
19	公共交通機関における周知・啓発	公共交通機関において、こころの健康づくりや自殺対策に関するポスターの掲示を検討します。	危機管理課
20	図書館における周知・啓発	図書館において、こころの健康づくりや自殺対策に関する啓発を検討します。	教育委員会

② 町民向け講演会・イベント等の開催

No	事業	事業の内容	担当課
21	こころの健康づくり講演会や講座の実施	こころの健康づくり講演会や講座等を開催し、住民のこころの健康づくりや自殺予防に関する啓発を行います。	福祉健康課
22	自殺対策に関するイベント・講演会の実施	命の大切さなど、人権問題に関する講演会や啓発イベント等を開催します。	住民課 教育委員会

【指標】

指標		現 状 令和5年度	目 標 令和10年度	担当課
「自殺予防週間」「自殺対策強化月間」の内容を両方知っている割合	町民意識アンケート調査	2.3% (平成30年度)	10%以上	福祉健康課
	関係機関・団体調査	38.6%	50%以上	福祉健康課
「メンタルパートナー」の内容を知っている割合	町民意識アンケート調査	1.0% (平成30年度)	10%以上	福祉健康課
	関係機関・団体調査	34.7%	50%以上	福祉健康課
自殺対策に関する情報の広報誌等への掲載回数		3回	3回以上	福祉健康課

（４）生きることの促進要因への支援

自殺対策を総合的に推進する上で、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らすだけでなく、「生きることの促進要因」を増やすことが重要です。

自殺ハイリスク者の悩みや不安を少しでも軽減し、前向きに生活を送ることができるよう、居場所づくりや生きがいつくり等、生きることの促進要因への支援を行います。

【関係機関・団体の主な取組や施策の提案等】

〈居場所づくり〉

- 少子化が進み小学校５年生以下が単学級となる中で、子どもたちの集団が極めて固定的になっている。異学年や様々な世代の人との交流を一層進めることで、子どもたち一人ひとりの居場所をつくり、仲間意識・役割意識を育みたい。
- 「役場の図書館に行けばなんとかなる」ような場の提供。
- まずは、いつでも相談できる体制を作ってから居場所づくりを提供してはいかかが。
- 既存のリソース（子ども食堂等）を活用しながら、行政や各機関が協働し、「サマー・スクールの居場所づくり」を具体的に企画し、実施する予定。
- ひきこもった高齢者に対して交流の場への参加を促し、楽しい人生を送ってもらう。
- 不登校、行き渋り児童の居場所づくりとして、教室や人員の確保が課題。
- 居場所は常設が望ましい。「ふれあいの里」がそういう場を提供しつつあると思うが、北部にもあると良い。

〈相談支援〉

- 相談機関があるのはいいことではあるが、町内在住者に相談するのは情報が漏れる可能性が高いため、町外からの支援員でお願いしたい。
- 町独自では、SNS 等の多様な相談手段は難しく、県などの支援に乗る形しかできないのが、現状。現状の、相談窓口だけでなく、必要な人が関わりやすい形（オンライン等の活用）を、模索する必要がある。
- 誰に相談してよいか分からない。民生委員などの役割が分からない。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談の機会。
- 学齢期の保護者支援を一層進める必要がある。SNS やオンライン相談等を充実させるのは、重要な視点。
- 単身世帯では、相談に相手がおらず、悪い思考になりがちになる。町の活動を知ってもらい、相談しやすい環境をつくる必要がある。

〈未遂者等支援〉

- ワンストップの総合窓口を置き、そこから心理職や福祉職などへつなぐ体制を整える必要がある。
- 未遂者が体験談として語りベとなって町がそれをフォローする。

【施策・事業】

① 居場所づくり活動

No	事業	事業の内容	担当課
23	災害発生時における「心のケア」の実施	災害発生時において、地域防災計画に基づき、「心のケア」を実施します。	福祉健康課
24	地域資源の活用	福祉・教育センターやふれあいの里等の既存の施設の活用を図り、その周知に努めます。	福祉健康課
25	元気なまちづくり応援団 ⁴ の推進	元気なまちづくり応援団の活動の活性化（若年層の参加促進等）を図り、町民同士の交流を図ります。	福祉健康課
26	げんげん運動マイレージ事業 ⁵ の推進	健康マイレージ制度「げんげん運動マイレージ事業」の新規利用を促進し、各種教室等への参加を促し、参加者同士の交流を図ります。	福祉健康課
27	高齢者の生きがいづくりのための支援	オレンジカフェ（認知症カフェ）、転倒防止教室など高齢者の居場所づくりを推進します。 また、オレンジカフェ等を通じて、家族介護者同士が気軽に集える場を提供し、介護に関する精神的負担の軽減に努めます。	福祉健康課
28	学習機会の提供	子どもに対して、小学生対象のホリデー教室や土曜チャレンジスクール、中学生対象の木曽岬子ども未来塾等、様々な学習機会を提供することで、一人ひとりに対してきめ細やかな学習支援を行うとともに、子どもの居場所として活用します。	教育委員会

② 相談支援体制の充実

No	事業	事業の内容	担当課
29	子育て支援センターにおける子育て支援	子育て支援センターにおいて、子育て世代の親と子どもが気軽に集い、交流できるよう子育てサロンの開催などを中心とした子育て支援の取組や相談を行います。	福祉健康課

⁴ 元気なまちづくり応援団：「元気になりたい！」「他者への元気のおすそ分け！」をモットーに活動を行っているグループのこと。「むかしむかしあそびの里」などのグループがあります。

⁵ げんげん運動マイレージ事業：20 歳以上の町民の方を対象とした、町が行う健康ポイント制度のこと。希望者は保健センターで「げんげん運動手帳」の交付を受けることで、健診の受診や、教室への参加、町が推進している「7つのやろまい行動」への参加ができ、50 ポイントをためると、「三重とこわか健康応援カード」がもらえ、県内の協力店のサービスが受けられる。

30	こども相談センターにおける子育て支援	子育て世代包括支援センター・子育て支援センターとの連携により、発達障がい ⁶ の早期発見・早期支援に努め、発達障がい児・者を抱える家族の相談・支援を行います。要保護児童対策地域協議会（CAP きそさき会議） ⁶ を中心に、児童虐待の早期発見・支援にも努めます。	福祉健康課
31	こころの健康相談の実施	保健センターにおいて、保健師によるこころの健康相談を行います。	福祉健康課
32	高齢者に対する相談支援の実施	地域包括支援センターにおいて、高齢者のこころの健康や認知症、介護等に関する相談支援を行います。	福祉健康課
33	大人カウンセリングの実施	保健センターにおいて、臨床心理士による心理カウンセリングを行います。	福祉健康課
34	精神保健福祉相談	桑名保健所で行っている、精神科医による精神保健福祉相談の周知・啓発を行います。	福祉健康課
35	ひきこもりの相談	保健センターにおいて、関係機関と連携し相談支援に努めます。	福祉健康課
36	法律相談	生活上の問題に対し、弁護士による専門相談を行います。	福祉健康課
37	心配ごと相談	民生委員・児童委員や主任児童委員による心配ごと相談を行います。	福祉健康課
38	人権相談	人権擁護委員による人権相談を行います。	住民課
39	行政相談	行政相談委員による行政相談を行います。	総務政策課
40	相談の多様な手段の確保	電話や対面による相談が困難な場合（子ども・若者への対応等）に、一人一台端末の活用等によるリスクの把握と適切な支援、メールや SNS の活用等、多様な相談手段の確保に努めます。	福祉健康課 教育委員会

⁶ 要保護児童対策地域協議会（CAP きそさき会議）：虐待を受けている児童等の要保護児童を早期に発見し、適切に保護することを目的として、要保護児童やその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う場のこと。木曽岬町では、「CAP きそさき会議」と称されている。

③ 自殺未遂者、自死遺族等への支援

No	事業	事業の内容	担当課
41	医療機関等、関係機関と連携した包括的な支援	「地域自立支援協議会」や「地域ケア会議」等で把握された自殺未遂者について、医療機関等、関係機関と連携・協力のもと、包括的な支援に努めます。 また、遺族等に相続や行政手続きに関する情報提供を行うほか、関係機関と連携した精神的ケアや生活支援に努めます。	福祉健康課

【指標】

指標		現 状 令和5年度	目 標 令和10年度	担当課
メンタルヘルスの不調者に対応する場合、どのように対応するのか、どのような相談窓口や専門機関につながるのかを想定している団体等の割合	関係機関・団体調査	65.4%	70%以上	福祉健康課
ご近所の方と互いに相談したり、日用品を貸し借りするなど、生活面で協力し合っている人の割合	町民意識アンケート調査	6.9% (平成30年度)	15%	福祉健康課
地域活動に参加していない人の割合	町民意識アンケート調査	43.2% (平成30年度)	30%	福祉健康課

(5) 子ども・若者への支援

学校での人間関係等による様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための学びを推進するとともに、子どもの出したサインに保護者や教職員がいち早く気づき、受け止め対処するための啓発及び情報提供を進めます。

また、支援を必要とする若者に対して、ライフステージ（学校の各段階）や立場（学校や社会とのつながりの有無等）など、それぞれの置かれている状況に応じた相談支援・就労支援を図ります。

【関係機関・団体の主な取組や施策の提案等】

〈SOSの出し方教育〉

- 子どもと関わる全ての大人向けの教育をしないと意味がないと思う。
- 各学期に1回程度、相談機関や相談先などの情報等を示すとよいと思う。
- 子どもたちはこのようなことを知らないことが多い。抱え込んでいる子もいる。どこへ相談できるか知らせる必要があると思う。
- 電話やLINE、メールなどでSOSを出せるなどを教える。
- 学生の間、すでに心の悩みを抱え、解決又は緩和しないまま社会に出ると、そこにさらにストレスが加わり、うつ状態に落ち込んでいく若者をみている。学生という比較的自由でいられるうちに、家庭、学校が情報共有し、少しでも心の悩みを取り除いてほしい。
- 子どもが相談しても大丈夫と思える環境をつくるのが大切と考える。
- 中学生の自殺が増えているとも言われており、自分のことを信じられない子がいる。小さい子どもの頃からの愛着形成が大事。

〈いじめ対策〉

- 小6・中1の児童生徒対象に「コミュニケーション講座」を実施
- 4月、11月のピンクシャツ運動とともに、年2回のいじめに関するアンケート調査を実施している。
- 木曽岬町内の保育園、小中学校でのいじめを苦にした子どもの自殺は無いようにしたい。学校内で子どもたちがSOSを出せる環境づくりができていない。福祉的課題を持つ子どもも増えていると思うので、スクールソーシャルワーカーも必要だと思う。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの設置。

〈若者支援等〉

- 中学校卒業後、若者を地域に包摂するルートや働きかけがとても限られていることが懸念される。
- 小学校・中学校は学校でいねいに対応してもらっているが、高校以上となるとどうしているのか、相談できているのか。
- ヤングケアラーや発達課題・家庭問題を抱える、孤立しがちな子どもたちの理解や支援を、周知するために、教職員や職員対象に研修を開催。

【施策・事業】

① SOSの出し方に関する教育の実施

No	事業	事業の内容	担当課
42	SOSの出し方に関する教育の実施	小中学校の道徳教育や人権教育を通じて、SOSの出し方に関する教育を実施します。	教育委員会
43	思春期こころの健康づくり事業の実施	小中学生を対象としたコミュニケーション講座を開催し、自己肯定感の向上を図るとともに、SOSの出し方に関する教育を実施します。	福祉健康課
44	思春期ライフプラン事業の実施	小中学生を対象とした、性教育等の思春期講座や赤ちゃんふれあいセミナーを通じ、いのちの大切さを認識するとともに、望まない妊娠の予防や相談窓口の周知を図ります。	福祉健康課

② いじめを苦にした子どもの自殺予防

No	事業	事業の内容	担当課
45	アンケート調査の実施	いじめの早期発見、早期解決のため、いじめに関するアンケート調査を定期的の実施します。	教育委員会
46	いじめを根絶する取組の推進	コミュニティ・スクール ⁷ として、人権講演会や人権擁護委員によるいじめを根絶するための読み聞かせ会のほか、小中学校が連携し、ピンクシャツ運動を実施など、いじめを根絶するための取組を行います。	住民課 教育委員会

③ 若者の抱えやすい課題に着目した児童・生徒等への支援の充実

No	事業	事業の内容	担当課
47	要保護児童・家庭を支援する体制の整備	要保護児童対策地域協議会（CAP きそさき会議）により、医療・保健・福祉・教育など多機関分野の連携にて要保護児童・家庭を見守り、地域全体で保護者と子どもを守る体制を整備します。	福祉健康課
48	思春期カウンセリングの実施	公認心理師等専門職による思春期のこころの悩み等に対する相談を実施し、思春期の相談体制の充実に努めます。	福祉健康課
49	こども園、小学校、中学校の連携	こども園、小学校、中学校間で、入学前からこども園、小学校、中学校間で実態把握や情報共有を図ることで、児童・生徒やその家庭への切れ目のない支援につなげます。	福祉健康課 教育委員会

⁷ コミュニティ・スクール：学校と保護者や地域住民が、学校運営に意見を反映させながら、協働して子どもたちの成長を支える「地域とともにある学校づくり」の仕組みのこと。

50	個別の支援計画の作成	特別な支援を必要とする子どもに対し、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、きめ細かな支援を行います。	教育委員会
51	若者サポートステーションによる自立・就労支援事業の実施	北勢地域若者サポートステーションによる若者の自立・就労に関する支援事業を行います。	産業課

【指標】

指 標		現 状 令和5年度	目 標 令和10年度	担当課
悩みごとがあるとき、誰かによく相談する人の割合	小中学生アンケート調査	27.6% (平成30年度)	40%	福祉健康課
ストレスを解消するための方法や気分を変え、方法がある人の割合	小中学生アンケート調査	80.2% (平成30年度)	90%	福祉健康課

(6) 女性への支援

令和5年4月に設置した「木曽岬町子ども家庭総合支援拠点」の活動を通じて、予期せぬ妊娠などで身体的・精神的な悩みや不安を抱える若年妊婦、妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦や特定妊婦等への支援を図ります。

また、出産後間もない時期の妊婦に対する産後うつの予防支援、乳児家庭全戸訪問事業を通じた子育て支援に必要な情報提供など、産後も安心して子育てできる支援体制を確保します。

さらに、困難な問題を抱える女性への支援については、令和6年4月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき策定される国の基本的な方針に即して、アウトリーチや居場所づくりの取組に努めます。

【関係機関・団体の主な取組や施策の提案等】

- SNS で気軽に相談できるのが理想。産後うつは人に会いたくないと感じる事が多いため。
- マタニティ（パパママ）教室の開催。LINE 相談「マタニティ・子育てほっとライン」
- 妊産婦への支援は、対象者が明確なので見守りがしやすいと思われる。
- 母子手帳取得者に、チェックリスト等でのスクリーニング。個別の声掛け等の相談体制。
- できれば町内にシェルターを設置してほしいくらい。これは女性だけでなく、子どもも逃げ込める場所として設置を希望。
- 本人に就労への意欲がある場合にカウンセリング（公認心理師等）と並行しながらの相談支援を行っている。

【施策・事業】

① 妊産婦への支援

No	事業	事業の内容	担当課
52	妊娠届け出時の面談	妊娠届け出時において、保健師が妊婦全員に対して面談を行い、抱え込みやすい悩みの軽減を図るとともに、必要に応じ家庭訪問等の継続支援を行います。	福祉健康課
53	赤ちゃん訪問時のうつスクリーニングの実施	子育て世代包括支援センターの職員による赤ちゃん訪問時のうつスクリーニングチェックを実施し、産後うつの早期発見につなげます。	福祉健康課

② 困難な問題を抱える女性への支援

No	事業	事業の内容	担当課
54	暴力等の相談及び被害者の保護	DV、性暴力など、様々な事情により、家庭内等で困難な問題を抱える女性に対する相談支援（アウトリーチ等）の充実とともに、県の女性相談に関する機関と連携した支援に努めます。	福祉健康課

【指標】

指標		現 状 令和5年度	目 標 令和10年度	担当課
妊娠届出時の面談の実施率		100%	100%	福祉健康課
赤ちゃん訪問時うつアンケート実施率		100%	100%	福祉健康課
困ったときに相談する人が複数いる人	赤ちゃん訪問時うつアンケート	100%	100%	福祉健康課

2 重点施策

(1) 高齢者

本町の過去10年の自殺者数は、60歳以上が男性で53.6%、女性で40.0%を占めています。

人生100年時代において、健康づくりや生きがいづくりの重要性が増していることから、健康づくりの推進や地域及び家庭のなかで孤独にならないための見守りを行うとともに、地域での居場所づくりや生きがいづくりなど、高齢者の社会参加を図る取組を推進します。

【関係機関・団体の主な取組や施策の提案等】

- 独居の高齢者へ見守り用のタブレットの配備を。見守りもでき、イベントのお知らせなども通知できるような仕組みを。
- 動けるうちはよいが、動けなくなった時に自分のやりたいことがやれない、何のために生きているかわからなく思いつめないか。
- 特に一人住まいの高齢者への訪問等。
- サービスを利用した方がよいと思っても本人がいらない、行かないと言う。
- 配食弁当づくり。
- 障がい者の親たちは皆さん高齢者となり、親亡き後のことをいつも考えさせられる。
- 介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療に町独自の軽減策を取り入れ、経済的負担を減らしていく。

【施策・事業】

① 包括的な支援のための連携の推進

No	事業	事業の内容	担当課
55	地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、利用促進を図ります。	福祉健康課
56	生活支援体制整備	医療、介護、介護予防、見守り、配食などの多様な主体による介護予防・生活支援サービスの充実を図り、地域包括ケアシステム ⁸ を深化・推進することで、住み慣れた地域でくらし続けられる仕組みを作ります。	福祉健康課

⁸ 地域包括ケアシステム：高齢者が住み慣れた地域や自宅で自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目なく提供される仕組みのこと。

② 地域における高齢者に対する支援

No	事業	事業の内容	担当課
57	高齢者に対する見守り活動の実施	社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携し、支援が必要な高齢者等の見守りや、情報共有を行います。 また、一人暮らし高齢者向けの見守りキーホルダー配布や、地域 BWA（地域広帯域移動無線アクセスシステム）を活用した見守りサービスを展開します。	福祉健康課
58	認知症サポーター ⁹ 養成講座の実施	認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に対する理解を深めます。 また、認知症サポーターのステップアップ講座を実施し、チームオレンジ（認知症サポーター等がチームを組み、認知症の人や家族への具体的な支援につなげる仕組み）を推進します。	福祉健康課

③ 高齢者の介護予防や社会参加の強化、孤独・孤立の予防

No	事業	事業の内容	担当課
59	ボランティア活動の推進	高齢者のボランティア活動への参加を促すとともに、活動者に対し、メンタルパートナー養成のための研修を行います。	福祉健康課
60	介護予防活動の推進	ふれあいサロンやリハビリ教室、筋力アップ教室など、通いの場の充実と参加促進を図り、うつや閉じこもり（孤立）の防止に努めます。	福祉健康課
61	オレンジカフェ（認知症カフェ）の開催	認知症の方や家族、地域住民が集い交流することで認知症の理解を深めるとともに、話すことにより気分転換を促し、孤立感の軽減を図ります。	福祉健康課

⁹ 認知症サポーター：認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族の気持ちを理解し、状況に応じた声かけや手助けを行う支援者のこと。

(2) 勤務・経営

本町の過去 10 年の自殺者数は、自営業・家族従事者や被雇用・勤め人が約 6 割を占めています。

町民の仕事と生活が調和し、やりがいや充実感を感じながら健康で働き続けることのできる地域社会を実現するため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの確保、職場のメンタルヘルス対策の普及啓発、相談体制の整備・充実を推進します。

【関係機関・団体の主な取組や施策の提案等】

- 異業種交流会の開催はあっていいと思う。
- 気軽に相談できる環境づくり。

【施策・事業】

① 職場におけるメンタルヘルス対策

No	事業	事業の内容	担当課
62	木曽岬商工会や企業に対するリーフレットの配布	木曽岬商工会や町内の企業に対し、相談先や自殺対策に関するリーフレットの配布を行います。	福祉健康課
63	木曽岬商工会との情報共有	国や県、関係機関からの労働衛生や自殺対策に係る情報や課題（長時間労働の是正、コロナ禍で進んだテレワークの適切な運用、ハラスメント防止等）を把握し、木曽岬商工会と共有します。	産業課

② 長時間労働の是正

No	事業	事業の内容	担当課
64	行政職員の負担軽減のための取組の推進	行政職員の時間外労働の状況の把握や、ストレスチェックの実施を進めることで、行政職員の負担軽減を図ります。	総務政策課
65	教職員の負担軽減のための取組の推進	教職員の時間外労働の状況の把握や、ストレスチェックの実施を進めることで、教職員の負担軽減を図ります。 また、教職員の働き方改革に基づき、学校以外が担うべき業務や必ずしも教師が担う必要のない業務、負担軽減が可能な業務について、効率化のための取組に努めます。	教育委員会

③ 経営者に対する相談事業の実施等

No	事業	事業の内容	担当課
66	経営者に対する負担軽減の取組の推進	経営上の負担を抱える経営者に対し、利子補給や中小企業融資制度の利用を促し、経済的な負担軽減につなげるとともに、相談等があった場合は福祉健康課へつなぎます。	産業課

(3) 生活困窮者・無職者・失業者

生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力、依存症、性的マイノリティ、発達障がい、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて他人との関係性の貧困があり、社会に排除されやすい傾向があります。

様々な背景を抱える生活困窮者とともに、無職者・失業者は、自殺リスクの高い人であることを認識した上で、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。

【関係機関・団体の主な取組や施策の提案等】

- 町内の企業と連携し、仕事の紹介制度があってもいいかもしれない。
- 働く場が増えているが、働けない人は多い。働けるように見学会や説明会などあればと思う。
- 三重県社会福祉協議会からの受託事業として、経済的自立を図るため「生活福祉資金貸付事業」を行っており、低金利で資金貸付を提供している。
- 就労の意欲はあるものの、北勢地域若者サポートステーションなど無料の支援機関がある事が周知されておらず、PRに苦戦している。
- 中学卒業後～30歳ぐらいまでの所属を持たない若年層（学校や職場をリタイアした人たち）の早期発見や支援の体制。

【施策・事業】

① 相談支援、人材育成の推進

No	事業	事業の内容	担当課
67	保険料等の滞納時の対応	保険料等の納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて関係課で連携を図ります。	住民課 福祉健康課
68	水道料金の滞納時の対応	水道料金の使用料徴収・給水停止執行事務において、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて福祉健康課や関係機関につなぎます。	建設課

69	財産調査による経済状況の把握	生活困窮者に対する財産調査の中で、生活支援や生活保護が必要であると思われる人を把握し、福祉健康課へつなぎます。	税務課
70	税金の滞納時の対応	税金の滞納等がみられる場合、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて福祉健康課や関係機関につなぎます。	税務課

② 生活支援の充実

No	事業	事業の内容	担当課
71	緊急物品等支援、緊急食糧提供事業	社会福祉協議会や生活相談支援センターと連携し、生活困窮者に対する支援を行います。	福祉健康課

③ 自殺対策と生活困窮者自立支援制度¹⁰との連動

No	事業	事業の内容	担当課
72	生活困窮者自立支援事業の実施	ハローワークや社会福祉協議会と連携し、生活困窮者自立支援事業を実施します。	福祉健康課

④ 就労支援

No	事業	事業の内容	担当課
73	再就職や転職への支援	再就職や転職を希望する人に対して、三重労働局の職業訓練や求職者支援制度の紹介等、就労支援を図ります。	産業課

¹⁰ 生活困窮者自立支援制度：生活困窮者自立支援法に基づき、地方自治体が自立相談支援機関・窓口を設置し、生活困窮者（就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）に対し、相談支援の実施や住居確保給付金の支給等、自立へ向けた支援を行うための仕組みのこと。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連分野・関連施策と横断的に連携を図ります。

また、「木曽岬町いのち支える自殺対策推進本部」「木曽岬町いのち支える地域ネットワーク推進協議会」「木曽岬町いのち支える自殺対策推進庁内ワーキンググループ」を定期的
に開催し、関係者間で意見交換を行うことで、庁内・庁外の連携体制の強化を図ります。

2 各主体の役割

（１）町民の役割

まわりの人の異変に気づくことができるよう、自殺対策やこころの健康づくりに対する意識を高める必要があります。また、積極的にメンタルパートナー研修を受講するなど、正しい知識を身に着けることで、適切な支援につなぐことが大切です。

（２）団体の役割

地域の団体は町民と行政をつなぐ役割があります。行政や他の関係団体等と連携し、地域での自殺対策やこころの健康づくりを推進することが大切です。

（３）行政の役割

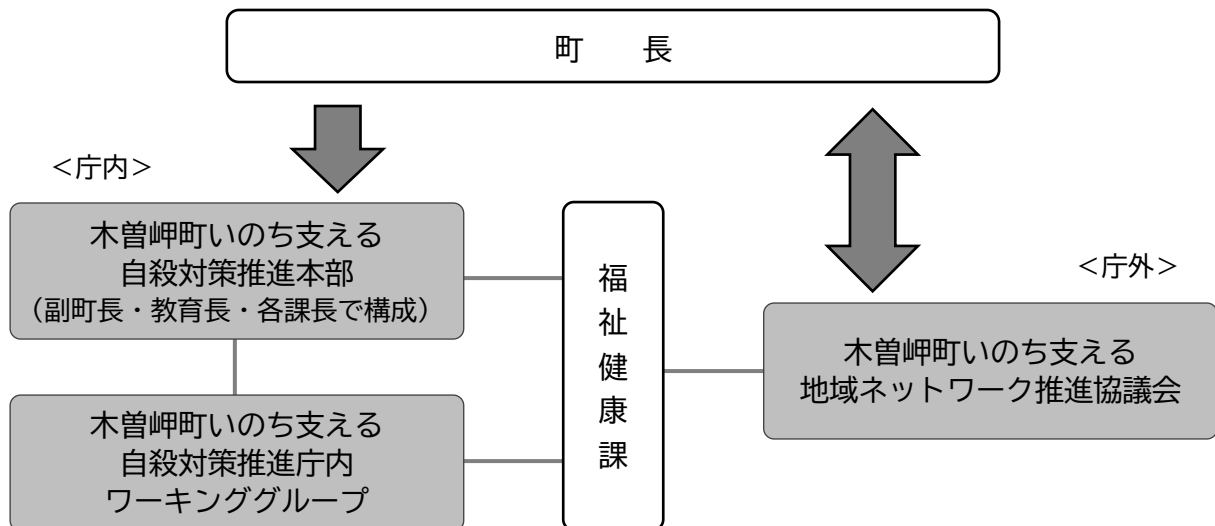
木曽岬町の自殺対策に係る施策、取組を実行するとともに、進捗状況の評価、検証や、町内の自殺に関連する現状を把握し、改善策を県や関係機関、関係団体等と連携し、検討するなど、主体となって自殺対策を推進します。

3 計画の進捗管理

自殺対策に係る施策・取組を効果的に推進するため、「PDCAサイクル」に基づき、定期的に施策・取組の達成状況の点検及び評価を行い、必要に応じて施策・取組を見直すことが重要です。

「木曽岬町いのち支える自殺対策推進本部」「木曽岬町いのち支える地域ネットワーク推進協議会」「木曽岬町いのち支える自殺対策推進庁内ワーキンググループ」において、自殺対策に係る施策・取組の進捗状況を関係者間で共有し、今後の方向性を検討することで、計画の進捗管理を行います。

■木曽岬町自殺対策推進体制



資料編

1 木曽岬町いのち支える地域ネットワーク推進計画策定経過

■木曽岬町いのち支える地域ネットワーク推進計画の策定経過

時期	内容
令和5年 10月29日	第1回木曽岬町いのち支える地域ネットワーク推進協議会 ・第2次木曽岬町いのち支える地域ネットワーク推進計画の概要について
10月～11月	庁内各課における現計画の施策・取組の評価等の実施
11月	地域住民のこころの健康に関する関係団体調査の実施
12月26日	第2回木曽岬町いのち支える地域ネットワーク推進協議会 ・第2次木曽岬町いのち支える地域ネットワーク推進計画素案について
令和6年 1月5日～ 1月19日	パブリックコメントの実施
2月27日	第3回木曽岬町いのち支える地域ネットワーク推進協議会 ・第2次木曽岬町いのち支える地域ネットワーク推進計画最終案について

2 木曽岬町のち支える自殺対策推進本部設置要綱

木曽岬町のち支える自殺対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第3条第2項の規定する地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施するため、木曽岬町のち支える自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺に関する現状把握並びに調査及び分析に関すること。
- (2) 総合的な自殺予防対策の検討に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体等と協調した自殺予防対策の啓発及び相談体制の充実に関すること。
- (4) その他自殺対策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 本部は、教育長及び木曽岬町課設置条例（平成15年木曽岬町条例第20号）第1条に規定する課（以下「各課」という。）の長をもって本部員とし、組織する。

2 本部に前条に定める事項を推進するため、庁内ワーキンググループを置くことができる。

3 庁内ワーキンググループは、各課の担当者をもって構成する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部員のほか、本部長として町長を、副本部長として副町長をもって充てる。

2 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外のものを出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、福祉健康課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

3 木曽岬町のち支える地域ネットワーク推進協議会 設置要綱

木曽岬町のち支える地域ネットワーク推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の規定に基づき、関係機関及び関係団体等の相互連携を確保することにより、本町における自殺対策を総合的に推進し、自殺防止を図るための体制づくりを進めるため、木曽岬町のち支える地域ネットワーク推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 自殺対策推進計画の策定に関すること。
- (2) 総合的な自殺予防対策の推進に関すること。
- (3) その他自殺対策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係機関及び関係団体等の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉健康課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

4 木曽岬町いのち支える自殺対策推進本部委員名簿

■木曽岬町いのち支える自殺対策推進本部委員名簿

区分	職名	氏名
本部長	木曽岬町長	加 藤 隆
副本部長	副町長	森 清 秀
本部員	教育長	山 北 哲
	総務政策課長	小 島 裕 紹
	危機管理課長	坂 倉 丈 夫
	産業課長	多 賀 達 人
	建設課長	伊 藤 雅 人
	議会事務局長	藤 井 光 利
	会計管理者兼会計課長	松 本 大
	住民課長	伊 藤 正 典
	税務課長	中 山 重 徳
	福祉健康課長	黒 田 和 弘
	こども園長	岩 瀬 洋 子
	教育課長	村 上 強

5 木曽岬町いのち支える地域ネットワーク推進協議会 委員名簿

■木曽岬町いのち支える地域ネットワーク推進協議会委員名簿

構成	職名	氏名
医療関係者	桑名医師会	伊 藤 章
福祉・保健関係者	桑名保健所	辰 巳 仁 美
	北勢児童相談所	山 本 智 佳 央
	北勢福祉事務所	近 藤 誠
	民生委員・児童委員協議会	杉 野 保
	木曽岬町社会福祉協議会	小 林 由 典
教育関係者	木曽岬町教育委員会	近 藤 佑 生
関係機関	木曽岬駐在所	青 木 和 也
	木曽岬町商工会	加 藤 慎 二
	桑名公共職業安定所	谷 村 雄 司
その他町長が認める者	人権擁護委員代表	大 橋 光 則
	区長会代表（第1回・第2回）	服 部 高 経
	区長会代表（第3回）	近 藤 芳 博
	老人クラブ代表	花 井 宏 之
	食生活改善推進協議会会長	高 橋 理 沙
	元気なまちづくり応援団代表	宮 崎 佐 和

6 関係機関・団体調査結果

(1) 調査の概要

この調査は、地域で様々な活動に尽力されている関係機関・団体を対象に、現在の活動の状況や今後の方向性等をお聞きし、計画の策定や町民の皆様のことろの健康づくりのための施策立案に活用することを目的として、令和5年11月に実施しました。

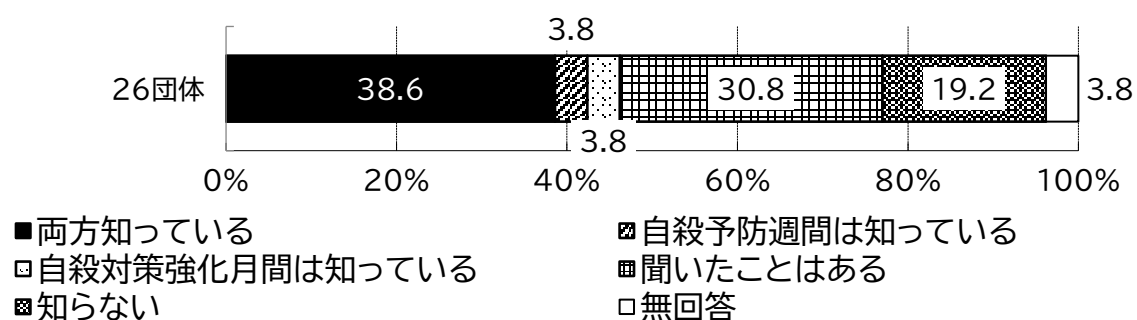
【対象団体数】26 団体

【調査の時期】令和5年11月

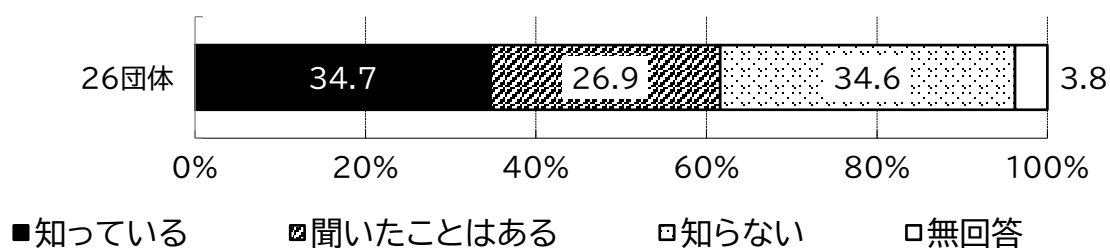
【調査の方法】メール又はFAX等による調査票の配付・回収

(2) 調査の結果

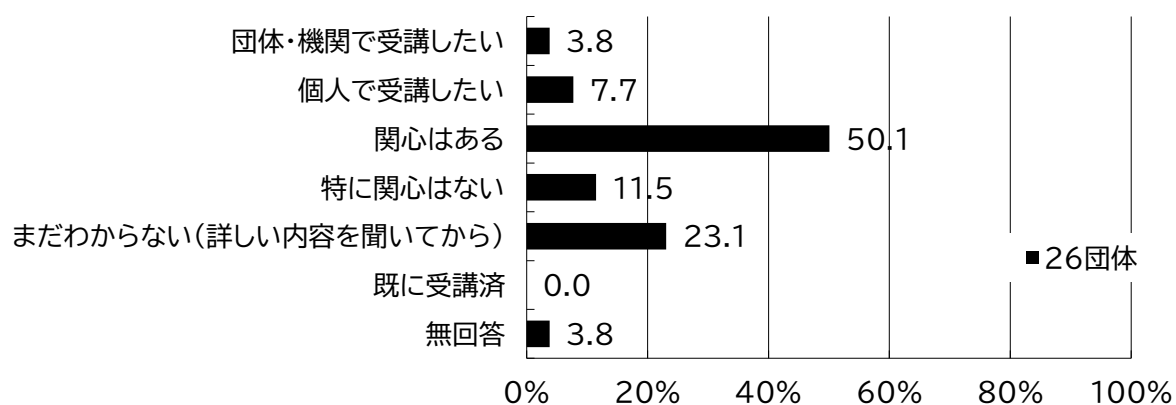
① 自殺予防週間(9月10日～9月16日)又は、自殺対策強化月間(3月)について



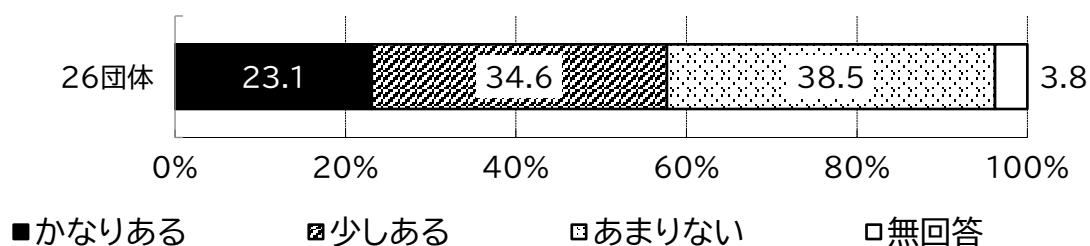
② 「ゲートキーパー(三重県では、メンタルパートナー)」について



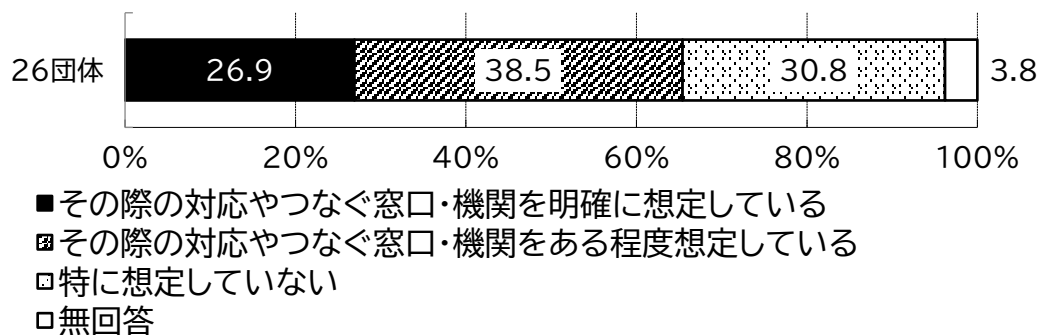
③ 「ゲートキーパー（三重県では、メンタルパートナー）」への関心について



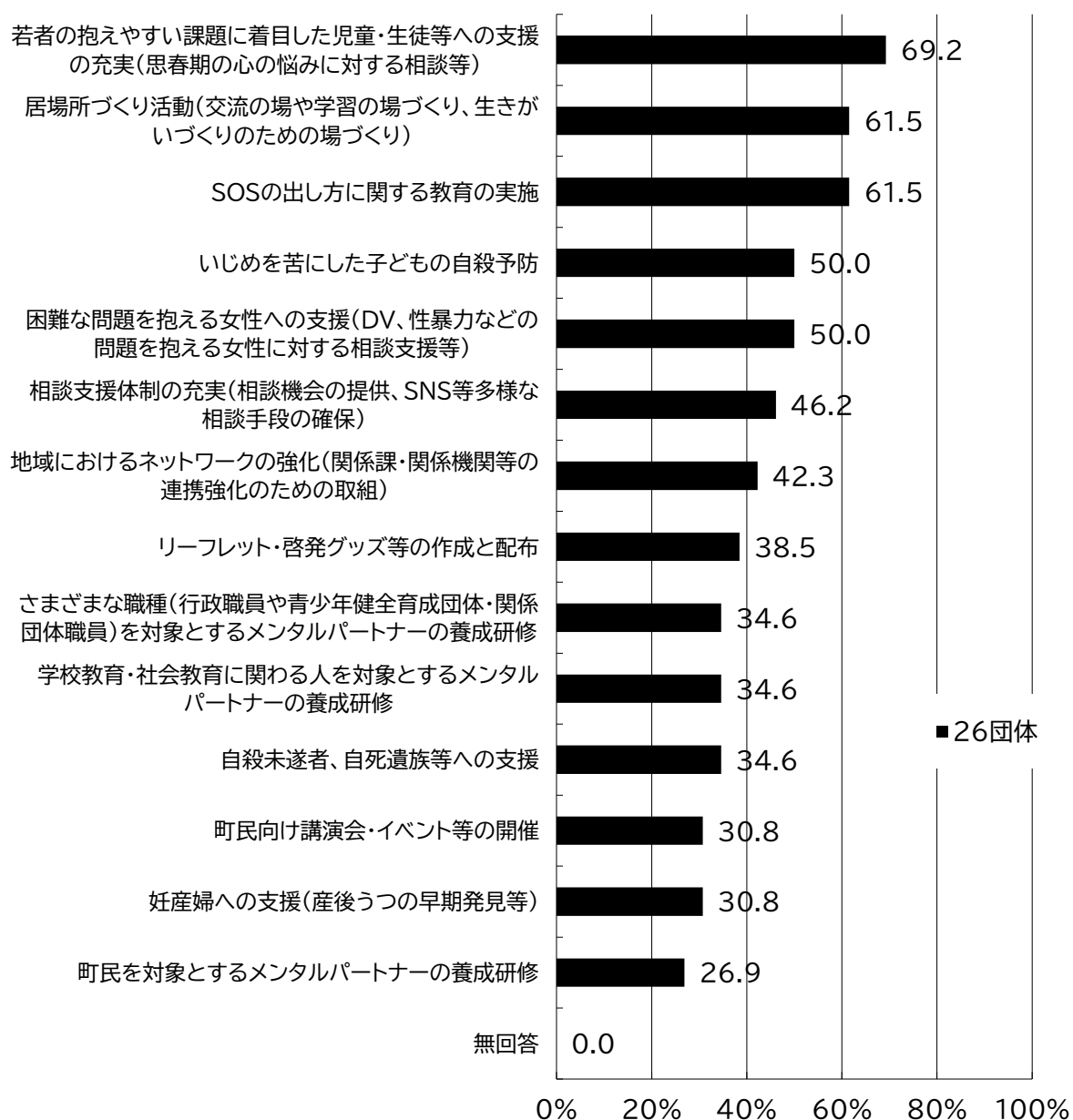
④ 団体・機関の活動における、メンタルヘルスの不調者への対応の有無



⑤ 団体・機関の活動における、メンタルヘルスの不調者に対応の想定



⑥ 団体・機関として特に関心の高い施策や重要だと思う取組



⑦ 団体・機関として関わりの深い対象者や、自殺対策及びこころの健康づくりの必要性が高いと思われる対象



木曽岬町いのち支える地域ネットワーク推進計画
(第2次木曽岬町自殺対策推進計画)

発行 福祉健康課 発行年月 令和6年3月

住所 〒498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地 251 番地
TEL (0567) 68-6104 FAX (0567) 66-4841
